

令和3年度入学者用

令和3年度

# 履修案内

大学院学校教育研究科(専門職学位課程)

教育実践高度化専攻

## ■大学院学校教育研究科（専門職学位課程）カリキュラム・ポリシー （教育課程編成・実施の方針）

本学の専門職学位課程では、現代のさまざまな教育ニーズに対応できる高度な専門性と実践力・応用力を備えた教員の養成・研修を行うことを目的とした体系的なカリキュラムを以下のような科目区分により編成します。

### 【共通基礎科目】

学校教育における中核的・指導的役割を果たし得る教員として必要な基礎的領域に基づいた授業科目からなります。

### 【専門科目】

具体的な事例に関する知識を、基礎理論をもとに構造的かつ体系的に捉えることができ、学校現場の諸課題に取り組むことのできる実践研究力を備えた教員を育成する科目からなります。

### 【実習科目】

実践的指導力の強化を図るため、学校や教育行政現場等の教育活動等全体について総合的に体験し、考察することのできる実習科目を設定します。

## ■大学院学校教育研究科（専門職学位課程）ディプロマ・ポリシー （学位授与の方針）

本学の専門職学位課程では、2年以上（小学校教員養成特別コース（3年制コース）に所属する学生、長期履修学生は3年以上）在学し、所定の単位を修得（小学校教員養成特別コース（3年制コース）に所属する学生は、小学校教員専修免許状の所要資格を得るための単位を修得）し、以下のような資質や能力を獲得した者に教職修士（専門職）の学位を授与します。

- ◎ 優れた実践活動を創造するため、自らの教育実践・活動を客観的に省察し、理論の構築と探究を不断に行うことができる力
- ◎ 深い学識、社会人としての確かな見識を備え、新しい学校づくりに貢献できる力
- ◎ 高度の専門性と優れた実践力・応用力・経営力を備え、組織的に学校現場の課題解決ができる力
- ◎ 同僚・保護者や地域社会との協調的関係を構築することができる力

# 目 次

## 第 1 大学の組織

教育研究組織	1
--------	---

## 第 2 教育方法，課程の修了の要件，学位の授与

1 教育，研究指導	2
2 授業	2
3 専門職学位課程の修了の要件等	3
4 学位の授与	4
5 修学上の注意事項	5
6 気象警報発令時及び交通機関運休時における授業，定期試験等の 取扱いについて	5
7 大学からの連絡方法	6

## 第 3 授業科目，履修方法等

1 授業科目の区分と内容	7
2 各コース別の履修方法等	8
3 履修登録等	12
4 教育支援システム (LiveCampus)	12
5 オフィスアワーについて	12

## 第 4 実習科目

1 コース別実習科目の実施予定等	50
2 実習科目の実習施設及び実施方法	50
3 実習単位の修得免除について	51

## 第 5 教育実習総合センター

教育実習総合センターの設置目的及び主な業務	55
-----------------------	----

## 第6 教育プログラム授業科目の履修方法等

1	理数系教員養成特別プログラム	56
2	コア・サイエンス・ティーチャー (CST)養成プログラム	56
3	研究力向上特別プログラム	57

## 第7 小学校教員養成特別コース（3年制コース）所属学生の学部教職課程の履修等

1	学部教職課程の履修方法等	58
2	介護等体験	60
3	学部教職課程履修手続	60
4	学部教職課程履修上の注意事項	60

## 第8 教員免許状取得の所要資格

1	教員免許状取得の所要資格	63
2	教員免許状の所要資格取得に必要な要件	64
3	各専修免許状に対応する授業科目	65
4	教育職員検定制度を活用した場合の各教員免許状を取得するための最低修得単位数の逡減措置について	80
5	2種免許状所持者が1種免許状を取得する場合の所要資格	81
6	他の教科について免許状を取得する場合	81
7	教職経験者が隣接校種の免許状を取得する場合	82

## 第9 教員免許状以外の資格等

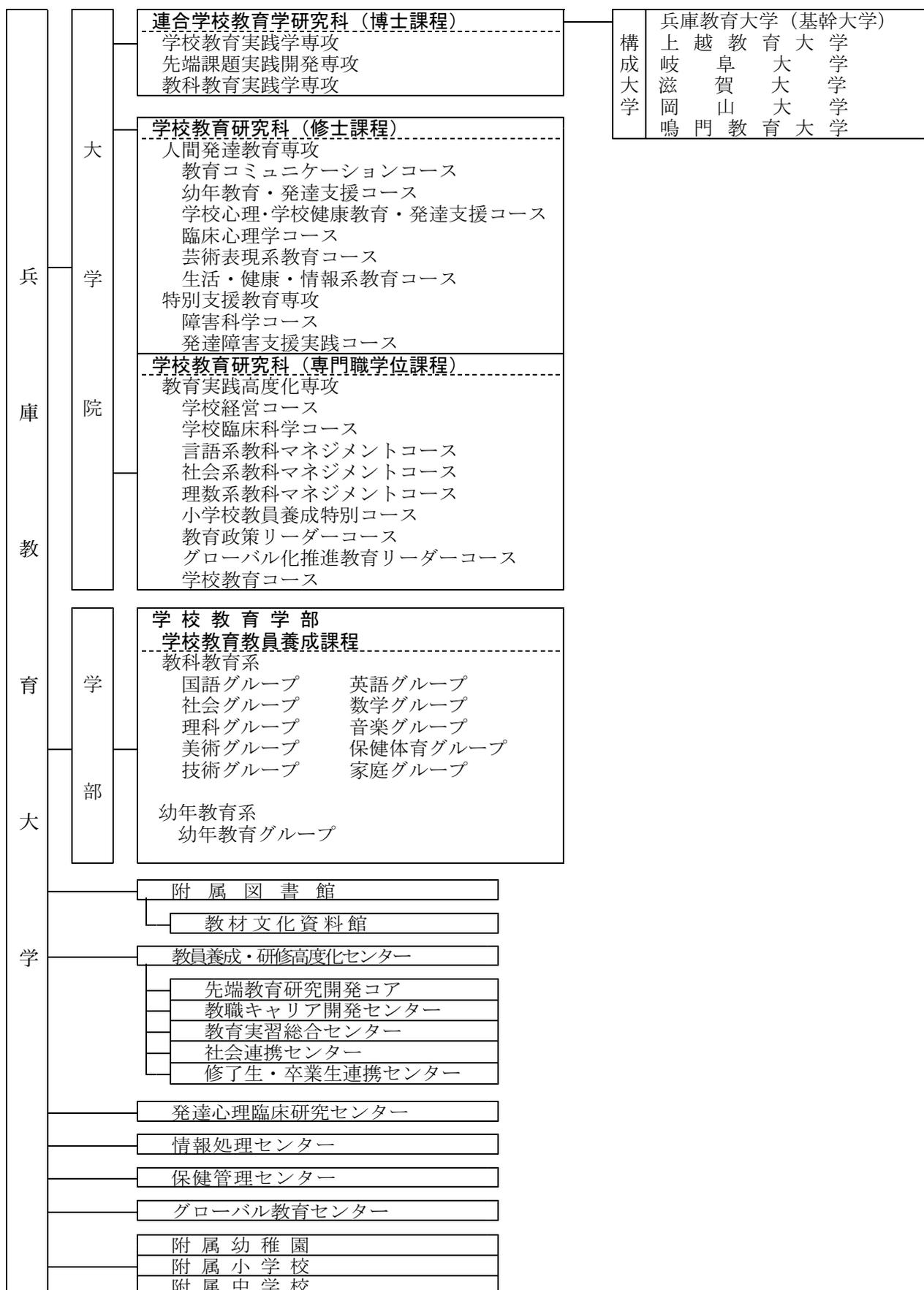
## 第10 学内諸規則・関係法令

1	国立大学法人兵庫教育大学学則	84
2	兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程	100
3	兵庫教育大学学位規則	102
4	兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における修学指導体制に関する規則	106
5	兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教育実践研究報告書の評価について	107
6	兵庫教育大学学校教育学部及び大学院学校教育研究科における成績評価について	108
7	成績評価の異議申立てに関する申合せ	109
8	兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要項	111
9	兵庫教育大学大学院学校教育研究科再入学に関する取扱規程	113
10	兵庫教育大学学則第84条第1号に規定する者に係る除籍日及び授業料未納者の休学等の取扱いに関する規程	114
11	専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する申合せ	115
12	専門職学位課程における実習科目の単位修得免除に関する取扱いについて	117
13	教育職員免許法（抄）	121
14	教育職員免許法施行規則（抄）	132
15	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律	155
16	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則	156

# 第1 大学の組織

## 教育研究組織

本学の教育・研究組織は、次の組織図に掲げるとおりです。



## 第2 教育方法，課程の修了要件，学位の授与

### 1 教育，研究指導

- (1) 大学院専門職学位課程における教育は，すべての学生が履修する「共通基礎科目」，各コースの専門分野について履修する「専門科目」，連携協力校などで行う「実習科目」で構成します。
- (2) 大学院専門職学位課程では，修学その他学生生活上の指導・助言を行うために修学指導教員を置いています。4月末日までに「修学指導教員届」を提出してください。

### 2 授業

#### (1) 学 期（授業期間）

本学では，年度を前期（4月1日から9月30日まで），後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2学期に区分し，各学期の授業は，原則として15週にわたる期間を単位として行われます。

#### (2) 授業の方法

授業は，講義，演習，実験・実習若しくは実技のいずれかにより，又はこれらの併用により行います。

#### (3) 各授業科目の単位

ア 大学の授業科目については，教育研究上の目的に沿って多様な履修が可能となるように単位制がとられており，大学は各授業科目について単位数を定めて開設するものとされています。単位は，各授業科目の学修の成果を量的に測る一定の基準となるものです。

イ 各授業科目の単位数は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ次の基準により計算します。

授業科目の授業の方法による区分 単 位	講義・演習	実験・実習・実技
1 単 位	15時間	30時間

ただし、「グローバル・フィールドワークⅠ（海外）」「グローバル・フィールドワークⅡ（国内）」については，次の基準によります。

科 目	単位及び授業の方法	単位の計算方法
グローバル・フィールドワークⅠ（海外）	講義・演習1単位（15時間） 実習1単位（30時間） 計2単位	実習は「1週間」の期間をもって1単位とする。
グローバル・フィールドワークⅡ（国内）	講義・演習1単位（15時間） 実習1単位（30時間） 計2単位	実習は「1週間」の期間をもって1単位とする。

#### (4) 授業時間

本学における授業は、原則として月曜日から金曜日までの1時限から5時限（夜間クラスの授業は6，7時限）で実施します。

各時限ごとの授業の開始時刻及び終了時刻は、次のとおりです。

時 限	授 業 開 始 ・ 終 了 時 刻
第 1 時 限	9時00分～10時30分
第 2 時 限	10時40分～12時10分
第 3 時 限	13時10分～14時40分
第 4 時 限	14時50分～16時20分
第 5 時 限 (夜間クラス)	16時30分～18時00分
第 6 時 限	18時30分～20時00分
第 7 時 限	20時10分～21時40分

### 3 専門職学位課程の修了要件等

#### (1) 単位の授与

本学では、一定の授業科目を履修し、当該科目の試験に合格した者に対し、所定の単位を与えます（あらかじめ履修登録を所定の期限内に行うことが必要です）。

#### (2) 成績評価及び定期試験

ア 成績評価は、以下の評価基準に基づき、担当教員が行います。

評 語	評 価 点	基 準 ・ 摘 要	
S	90点－100点	授業の目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。	合 格
A	80点－ 89点	授業の目標を十分に達成している。	
B	70点－ 79点	授業の目標を達成している。	
C	60点－ 69点	授業の目標を最低限達成している。	
F	59点以下	授業の目標を達成していない。	不 合 格

イ 定期試験は、各授業科目の授業が終了する学期末又は学年末に、筆記等による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行います。特別の事情があるときを除き、追試験又は再試験は行いません。試験の日時等については、授業時間中に当該授業科目の担当教員が告知するほか、掲示によって通知する場合があります。

ウ 成績の公表は、前期の授業科目については10月1日、通年及び後期の授業科目については翌年度4月1日に行います。

### (3) 成績評価についての異議

通知された成績について異議がある場合は、成績の公表があった日から14日以内に授業担当教員に申し出てください。

### (4) 教育実践研究報告書

修了年度に、各コースで開設する次の授業科目に係る学修の成果物（研究レポートや報告書）を、「教育実践研究報告書」として提出する必要があります。

コース名	授 業 科 目
学校経営コース	学校経営・教育行財政実践課題研究Ⅲ（改善プランの開発）
学校臨床科学コース	学校臨床科学における実践研究Ⅱ
言語系教科マネジメントコース	言語系教科教育実践研究
社会系教科マネジメントコース	社会系教科教育実践研究
理数系教科マネジメントコース	理数系教科教育実践研究
小学校教員養成特別コース	教育実践研究（アクション・リサーチ）
グローバル化推進教育リーダーコース	グローバル教育実践課題研究
教育政策リーダーコース	教育政策課題研究

※学校教育コースは、教育実践研究報告書の作成に代えて、学校現場での実践等を授業科目「教育実践リフレクション」により振り返り、ポートフォリオを作成します。

### (5) 専門職学位課程修了の要件

大学院専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年（長期在学制度を適用する小学校教員養成特別コース（3年制コース）又は長期履修学生にあっては3年）以上在学し、所定の46単位以上を修得するものとされています。

※ 小学校教員養成特別コース（3年制コース）に所属する学生が修了するためには、上記の修了要件に加え小学校教諭専修免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければなりません。本冊子「第7 小学校教員養成特別コース（3年制コース）所属学生の学部教職課程の履修等」を参照してください。

## 4 学位の授与

大学院専門職学位課程を修了した者には、「教職修士（専門職）」の学位が授与されます。

なお、学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学の大学名を付記するものとされています。

## 5 修学上の注意事項

- (1) 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学できない者は、所定の手続により休学を願い出ることができます。また、休学期間中にその理由が消滅したときは、許可を得て復学することができます。  
なお、休学期間は在学年数に通算されず、休学した学期の単位は与えられません。
- (2) 退学しようとするときは、退学願を提出し、許可を受けなければなりません。  
なお、学期の途中で退学した場合は、当該学期の単位は与えられません。
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、前期は9月末日、後期は3月末日（前期修了見込みの場合は8月末日、後期修了見込みの場合は2月末日）をもって除籍となります。  
なお、授業料未納により除籍となった場合は、当該未納期間に係る単位は与えられません。
- (4) 長期履修の許可を受けている者が修業年限を2年に変更する場合や、修業年限が2年の教育政策リーダーコースに所属する者が長期履修の許可を受けようとする場合は、1年次の2月末までに、所定の手続きにより、変更又は申請を願い出ることができます。

## 6 気象警報発令時及び交通機関運休時における授業、定期試験等の取扱いについて

### (1) 加東キャンパス

加東市に気象警報のうち暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪の警報又は特別警報のいずれかが発令された場合及び下記交通機関が運休となった場合の授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いは以下のとおりです。

[気象警報発令時]

- ① 午前7時01分現在発令中の場合は、1・2時限の授業等を休講とする。
- ② 午前11時01分現在発令中の場合は、3時限以後のその日の授業等はすべて休講とする。

[交通機関（神姫バス）運休時]

- ① 午前7時01分現在運行していない場合は、1・2時限の授業等を休講とする。
- ② 午前11時01分現在運行していない場合は、3時限以後のその日の授業等はすべて休講とする。

## (2) 神戸ハーバーランドキャンパス

神戸市に気象警報のうち暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪の警報又は特別警報のいずれかが発令された場合及び下記交通機関が運休となった場合の授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いは以下のとおりです。

[気象警報発令時]

- ① 午前7時01分現在発令中の場合は、1・2時限の授業等を休講とする。
- ② 午前11時01分現在発令中の場合は、3～5時限の授業等を休講とする。
- ③ 午後4時30分現在発令中の場合は、6時限の授業等を休講とする。
- ④ 午後6時10分現在発令中の場合は、7時限の授業等を休講とする。

[交通機関（JR西日本、阪急電鉄及び阪神電鉄の3社全て）運休時]

- ① 午前7時01分現在運行していない場合は、1・2時限の授業等を休講とする。
- ② 午前11時01分現在運行していない場合は、3～5時限の授業等を休講とする。
- ③ 午後4時30分現在運行していない場合は、6時限の授業等を休講とする。
- ④ 午後6時10分現在運行していない場合は、7時限の授業等を休講とする。

## (3) その他

- ① 気象庁による気象警報の発令、解除並びに交通機関の運行情報の確認は、テレビ・webサイト等の報道によるものとする。
- ② 教育実習等期間中は、当該実習校等の指示に従う。
- ③ 通学途上において危険又は困難な状況による授業の欠席及び遅刻等については、配慮するものとする。
- ④ この取扱いにより難しい場合は、学長又は教育を担当する副学長の判断により措置をする。

## 7 大学からの連絡方法

### (1) 掲示による連絡

大学から学生のみなさんへの連絡や一般的通知は、原則として所定の掲示板への掲示により行いますので、登下校のときには必ず総合研究棟横（神戸ハーバーランドキャンパスにおいては演習室前）の掲示板を見るようにしてください。

### (2) メールによる連絡

授業や学生生活上の一部の通知はメールでも行われ、内容によっては、メールのみで連絡する場合があります。メールは原則として学内メールアドレス（学籍番号@hyogo-u.ac.jp）宛に送付しますので、よく確認してください。

### 第3 授業科目，履修方法等

#### 1 授業科目の区分と内容

大学院学校教育研究科（専門職学位課程）教育実践高度化専攻の授業科目の区分とその内容は次のとおりです。

区 分	内 容
共通基礎科目	<p>学校現場における中核的・指導的役割を果たし得る教員の基盤となる領域として，次の5領域を設定し，開設する。</p> <p>(1)「教育課程の編成・実施に関する領域」            (2)「教科等の実践的な指導方法に関する領域」            (3)「生徒指導，教育相談に関する領域」            (4)「学級経営，学校経営に関する領域」            (5)「学校教育と教員の在り方に関する領域」</p>
専門科目	<p>具体的な事例に関する知識を，基礎理論を基に構造的，かつ体系的に捉えることのできる資質・能力を通じて，学校現場の諸課題等に取り組むことのできる実践研究の力量を育成する。そのため，科目設定にあたっては，各コースの特色や指導目標に沿って，各学生の関心領域に応じた科目や，学校現場等における今日的課題を設定し，その解決の研究に必要な，学問分野の枠を越えた科目として設定し，開設する。</p>
教育実践研究科目 ／リフレクション科目	<p>自らの経験・問題意識を踏まえ，学校現場の諸課題等について，解決・探求するための実践的な研究を計画し，実施するための高度な専門的力量的育成を目指し，専攻・コースごとに開設する。</p> <p>リフレクション科目については，学習指導や生徒指導等の日頃の学校現場での教育実践を客観的・科学的に検証し，教育実践の改善につなげることを目指し，学校教育コースで開設する。</p>
外国人留学生専門科目	<p>外国人留学生（国際貢献型B型）に対する授業科目として開設する。</p>
実習科目	<p>実践的指導力の強化を図るため，学校や教育行政現場等の教育活動等全体について総合的に体験し，考察するために各専攻・コースごとに開設する。</p>

## 2 各コース別の履修方法等

### (1) 各コース別の所要修得単位数

各コースの修了に必要な単位数は次のとおりです。

コース名	共通基礎科目	専門科目 (自コース) (教育実践研究科目)	実習科目	合計	最低修得単位数
学校経営コース	10	22	10	42	46
学校臨床科学コース 言語系教科マネジメントコース 社会系教科マネジメントコース 理数系教科マネジメントコース グローバル化推進教育リーダーコース	10	18	10	38	46
小学校教員養成 3年制コース	10	16	12	38	46
特別コース 2年制コース	10	14	14	38	
教育政策リーダーコース	12	24	10	46	46

※ 合計欄に掲げる単位数「38単位」(学校経営コースは「42単位」)と最低修得単位数との差の「8単位」(学校経営コースは「4単位」)は、共通基礎科目、専門科目(自己が所属するコース以外で開設する専門科目(他コース)を含む)及び実習科目のうちから修得するものとします。(教育政策リーダーコースを除きます。)

※ 小学校教員養成特別コース(3年制コース)に所属する学生が修了するためには、上記の修了要件に加え小学校教諭専修免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければなりません。本冊子「第7 小学校教員養成特別コース(3年制コース)所属学生の学部教職課程の履修等」を参照してください。

コース名	共通基礎科目	専門科目		実習科目	合計	最低修得単位数
		(他コース)	(リフレクション科目)			
学校教育コース	32		4	10	46	46

※ 共通基礎科目については、各領域から所定の10単位を修得するものとします。

※ 修士課程で開講する他専攻科目については、10単位まで修了に必要な単位数として算入できます。

## (2) 開設授業科目，単位，各コース別履修方法

各コースごとの履修方法を別表（13頁～）として掲載しています。別表を参照する際は、次の事項に注意してください。

### ① 必修・選択等の区分について

- ・各授業科目は、「必修科目」、「選択科目」のいずれかに区分されます。
- ・別表では、各授業科目の単位を単位数欄に示すとともに、必修・選択の区分欄でその科目が必修科目、選択科目のいずれに該当するのかを該当する欄に単位数を示して区分しています。
- ・必修科目は、修了の要件として必ず修得しなければなりません。また、必修の欄で2以上の科目を「 **}**」で括った科目があります。この科目は、「 **}**」の範囲内から選択し、指定された単位数以上を必ず修得しなければなりません。この「 **}**」で括った科目の指定された単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位として扱われます。（教育政策リーダーコースを除きます。）
- ・選択科目は、修了要件単位数を充足するよう、各自が選択して履修することができます。

### ② 「授業の方法」の欄の「講」は講義，「演」は演習，「実」は実験又は実習をそれぞれ示しています。また，「講・演」は講義と演習を併用して行うものを示しています。

### ③ 小学校教員養成特別コース（3年制コース）に所属の学生は，3年次に共通基礎科目を履修します。

### ④ 外国人留学生（国際貢献型B型）の修了に必要な単位数及び履修方法については，学務課までお問い合わせください。

## (3) 履修上特に留意すべき事項

### ① 授業科目の選択について

- ア 修了の要件及び教員免許状取得の所要資格に注意してください。
- イ 同一曜日の同一時限に授業科目が重複しないように履修してください。

ウ 授業科目によっては受講者数を制限する場合がありますので、シラバス（授業計画）を参照してください。なお、大学院専門職学位課程のシラバス（授業計画）は、大学ホームページで参照できます。

エ 修学指導教員の指導を受けてください。

② 年間の履修登録単位数の上限

1年間に履修登録できる単位数の上限は次のとおりです。

コース名	履修上限単位数/1年間	備 考
学校経営コース	40単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中講義（全科目）を含む</li> <li>・修士課程の授業科目を含まない</li> </ul>
学校臨床科学コース		
言語系教科マネジメントコース		
社会系教科マネジメントコース		
理数系教科マネジメントコース		
小学校教員養成特別コース（2年制コース）		
グローバル化推進教育リーダーコース		
小学校教員養成特別コース（3年制コース）	40単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部の授業科目を含まない</li> <li>・集中講義（全科目）を含む</li> <li>・修士課程の授業科目を含まない</li> </ul>
教育政策リーダーコース 学校教育コース	40単位 (長期履修学生 30単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中講義（全科目）を含む（長期履修学生の30単位には集中講義を含まない）</li> <li>・修士課程の授業科目を含まない</li> </ul>

③ 共通基礎科目は、所属するコースで指定された授業科目のみ履修できます。

④ 他コース又は他専攻の授業科目の履修について

ア 教育実践高度化専攻の各コースで開設する専門科目については、専門科目（他コース）のみを履修できます。（受講希望者が制限人数を超える場合は、自コースの学生が優先されます。）

イ 教育実践高度化専攻の各コースで開設する実習科目については、他コースの学生は履修できません。

ウ 修士課程における開設科目（他専攻科目）は、修学指導教員及び授業科目担当教員が認めた場合に限り、別表（学校教育コース：41～44頁，学校教育以外の各コース：45～49頁）の授業科目を履修できます。なお，学校教育コース以外の学生は，他専攻科目の修得単位を修了に必要な単位数として算入できません。

エ 専門職学位課程の専門科目（他コース）及び修士課程の他専攻科目については、夜間クラスに所属する学生の履修者がいない場合又は当該年度に昼間クラスで開講されている場合は、昼間クラスの学生が夜間クラスでの受講はできません。また，夜間クラスの受講には，修学指導教員及び授業担当教員の承認が必要です。

⑤ 教育政策リーダーコース及び学校教育コースに所属する学生は、加東キャンパスで開講する授業科目を履修できます。

⑥ 授業科目の履修変更は、後期に開講されるもの又は集中講義（日程調整中のものに限る）を除き認められませんので、履修計画を慎重に検討のうえ、履修登録をしてください。

⑦ 日程調整中の授業（集中講義を含む）であっても、受講を希望する科目は全て履修登録期間中に登録をしてください（授業日程決定後に履修の取消期間を設けます）。

⑧ 開設授業科目については開講時間割等を変更することもありますので、掲示等に注意して履修してください。

### 3 履修登録等

次の手続きは、授業科目の履修等において重要なものですから、必ず所定の期限内に実施または提出してください。

提出書類等	摘要
履修登録	毎学年，学年当初に，履修しようとする授業科目（後期に開設されるもの及び集中講義によって行われるものを含む。）を選択し，期日までにその授業科目の履修登録を教育支援システムで行ってください。 履修登録をしていない授業科目は，履修することができず，単位は与えられません。
修学指導教員届	入学した年度の4月末日までに学務課に提出してください。
修学指導教員変更届	修学指導教員の変更があった時に，速やかに学務課に提出してください。

### 4 教育支援システム（LiveCampus）

インターネットに接続された学内外のパソコンから履修登録や成績情報の参照，シラバス（授業計画）の参照（修士課程科目のみ），個人のスケジュール管理などを教育支援システム（LiveCampus）を利用して行うことができます。操作方法等については、「教育支援システム LiveCampus 学生用利用案内」の冊子をご覧ください。

### 5 オフィスアワーについて

本学では，オフィスアワー（授業内容等に関し，学生からの質問・相談に応じるための専用の時間として，各教員が設けた特定の時間帯）を設けていますので，活用してください。オフィスアワーの一覧は，教育支援システム（LiveCampus）で確認することができます。

※ その他，履修に関する質問・相談がある場合は学務課にお尋ねください。

## (別表)

## ■学校経営コース

科目 区分	領 域	授業科目名	単 位 数	必修・選択 の別		授業の 方法	履修 年次	履修方法
				必修	選択			
共通 基礎 科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	2		講・演	1	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。
		教育課程の制度的特質と課題	2			講・演	1	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1	2		講・演	1	
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2			講・演	1	
		授業におけるICT活用	2			講・演	1	
		初等国語科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等英語教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等社会科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等算数科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等理科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等体育科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
		初等生活科教材研究・授業づくり	1			講・演	1	
	生徒指導，教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	1	
		学校における道德教育の実践研究	1		1	講・演	1	
	学級経営，学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	1	
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	1	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	2		講・演	1	
教員のための人権教育の理論と方法		1			講・演	1		
学校における特別支援教育への対応と方法		2			講・演	1		

■学校経営コース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
専門科目 (自コース)	教育行財政・法規に関する分野	教育行財政の制度と運用	2	2		講・演	1	左欄の専門科目(自コース)及び専門科目(教育実践研究科目)について、22単位を修得すること。
		教育施策の立案と評価	2	2		講・演	2	
		教育法規の理論と実務演習	2	2		講・演	1	
	学校組織開発に関する分野	学校組織マネジメントと学校評価	2	2		講・演	1	
		教職員職能開発と研修プログラムの開発	2	2		講・演	1	
	学校経営実践に関する分野	開かれた学校づくりの事例と実践演習	2	2		講・演	2	
		カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2	2		講・演	1	
		学校危機管理の理論と事例演習	2	2		講・演	1	
	専門科目 (教育実践研究)	フィールドワーク	学校経営・教育行財政実践課題研究Ⅰ(教育調査法)	2	2		講・演	
学校経営・教育行財政実践課題研究Ⅱ(先進事例研究)			2	2		講・演	1	
学校経営・教育行財政実践課題研究Ⅲ(改善プランの開発)			2	2		講・演	2	
実習科目		学校経営専門職インターンシップ	10	10		実	2	左欄の実習科目について、10単位を修得すること。
		教育行政専門職インターンシップ	10			実	2	

■学校経営コース

科目区分	開設コース及び領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
専門科目 (他コース)	学校臨床科学コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	総合学習の理論構築と実践力形成	2		2	講・演	1・2
			特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2		2	講・演	1・2
		生徒指導，教育相談に関する領域	道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2		2	講・演	1・2
			生徒指導とキャリア教育	2		2	講・演	1・2
		学級経営，学校経営に関する領域	円滑な学級経営のための力量形成	1		1	講・演	1・2
			社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1		1	講・演	1・2
	言語系教科 マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	1・2
			外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	1・2
			第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	1・2
	社会系教科 マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	社会系教科の授業デザインの理論と方法（1）	2		2	講・演	1・2
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（2）	2		2	講・演	1・2
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（3）	2		2	講・演	1・2
	理数系教科 マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講	1・2
			数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講	1・2
			算数・数学教育の理論と実践	2		2	講	1・2
			理科授業の理論と実践（エネルギー）	2		2	講・演	1・2
			理科授業の理論と実践（粒子）	2		2	講・演	1・2
			理科授業の理論と実践（生命）	2		2	講・演	1・2
			理科授業の理論と実践（地球）	2		2	講・演	1・2
	小学校教員養成特別 コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業における実践的評価論	2		2	講・演	1・2
		学級経営，学校経営に関する領域	学級づくりと教育的関係の構築	2		2	講・演	1・2
		学校教育と教員の在り方に関する領域	障害のある児童への指導と支援方法	2		2	講・演	1・2
	グローバル化推進教育 リーダーコース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育	2		2	講・演	1・2
			世界の教育	2		2	講・演	1・2

※学校経営コースの履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目及び専門科目（他コース）のうちから4単位以上を修得すること。

■学校臨床科学コース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
共通基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	2		講・演	1	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。
		教育課程の制度的特質と課題	2			講・演	1	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	1	
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	1	
		授業におけるICT活用	2	2		講・演	1	
		初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
	生徒指導，教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	1	
		学校における道徳教育の実践研究	1		1	講・演	1	
	学級経営，学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	1	
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	1	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	2		講・演	1	
教員のための人権教育の理論と方法		1			講・演	1		
学校における特別支援教育への対応と方法		2			講・演	1		

■学校臨床科学コース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
専門科目（自コース）	授業実践開発分野	学習指導と授業デザイン	2	10		講・演	1	左欄の専門科目（自コース）及び専門科目（教育実践研究科目）について、18単位以上を修得すること。
		授業研究の理論と実践	2			講・演	1・2	
		学校カリキュラムのデザインと評価	2			講・演	1・2	
		教師発達とメンタリング	2			講・演	1	
		道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2			講・演	1	
		総合学習の理論構築と実践力形成	2			講・演	1・2	
	生徒指導実践開発分野	生徒指導とキャリア教育	2			講・演	1	
		教育相談の理論と技能開発	2			講・演	1	
		円滑な学級経営のための力量形成	1			講・演	1	
		社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1			講・演	1	
		特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2			講・演	1	
	実践研究に関する分野	学校におけるデータの取り方と分析	1			講・演	1	
		学校臨床科学における質的研究	1			講・演	1	
		学校臨床科学における実践研究Ⅰ	4		4	演	1	
	専門研究科目（教育）	学校臨床科学における実践研究Ⅱ	4		4	演	2	
実習科目		学校臨床科学基盤実習	4	4	実	1・2	左欄の実習科目について、10単位を修得すること。	
	学校臨床科学開発・改善実習	6	6	実	2			

※「3年以上の教職経験者」が、大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し、所定の審査に合格した場合には、実習科目の一部の単位の修得を免除します。この手続きについては本冊子「第4 実習科目」を参照してください。

■学校臨床科学コース

科目区分	開設コース及び領域		授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
					必修	選択			
専門科目（他コース）	学校経営コース	学級経営，学校経営に関する領域	カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2		2	講・演	1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
	言語系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	1・2	
			外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	1・2	
			第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	1・2	
	社会系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	社会系教科の授業デザインの理論と方法（1）	2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（2）	2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（3）	2		2	講・演	1・2	
	理数系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講	1・2	
			数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講	1・2	
			算数・数学教育の理論と実践	2		2	講	1・2	
			理科授業の理論と実践（エネルギー）	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（粒子）	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（生命）	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（地球）	2		2	講・演	1・2	
	小学校教員養成特別コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業における実践的評価論	2		2	講・演	1・2	
		学級経営，学校経営に関する領域	学級づくりと教育的関係の構築	2		2	講・演	1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	障害のある児童への指導と支援方法	2		2	講・演	1・2	
	グローバル化推進教育リーダーコース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育	2		2	講・演	1・2	
			世界の教育	2		2	講・演	1・2	

※学校臨床科学コースの履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目及び専門科目（自コース・他コース）のうちから8単位以上を修得すること。

■言語系教科マネジメントコース

科目 区分	領 域	授業科目名	単 位 数	必修・選択 の別		授業の 方法	履修 年次	履修方法		
				必修	選択					
共通 基礎 科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	}	2	講・演	1	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。		
		教育課程の制度的特質と課題	2						}	2
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	1			
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	1			
		授業におけるICT活用	2	2		講・演	1			
		初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
	生徒指導，教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	1			
		学校における道徳教育の実践研究	1		1	講・演	1			
	学級経営，学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	1			
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	1			
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	}	2	講・演	1			
教員のための人権教育の理論と方法		1	}					2	講・演	1
学校における特別支援教育への対応と方法		2								

■言語系教科マネジメントコース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
専門科目 (自コース)	授業実践・教材開発分野	国語科授業実践研究	2	10		講・演	1・2	左欄の専門科目(自コース)及び専門科目(教育実践研究科目)について、18単位以上を修得すること。
		国語科授業と文学表現	2			講・演	1・2	
		国語科授業と言語文化	2			講・演	1・2	
		言語の仕組みと言語教育	2			講・演	1・2	
		外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2			講・演	1・2	
		国語科カリキュラム研究	2			講・演	1・2	
		英語科授業の実践研究	2			講・演	1・2	
		英語科授業と言語表現1 (文学作品における英語表現と多様な文化)	2			講・演	1・2	
		英語科授業と言語表現2 (音声言語の仕組みと英文法)	2			講・演	1・2	
		第二言語習得と外国語学習	2			講・演	1・2	
小学校英語科授業の研究	2		講・演	1・2				
研究(専門科目) 教育実践	教科教育実践研究分野	言語系教科教育実践研究	8	8		演	1~2	
	実習科目	学校教育基盤実習	4	4		実	1・2	左欄の実習科目について、10単位を修得すること。
		教科指導力向上実習	6	6		実	2	

※「3年以上の教職経験者」が、大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し、所定の審査に合格した場合には、実習科目の一部の単位の修得を免除します。この手続きについては本冊子「第4 実習科目」を参照してください。

■言語系教科マネジメントコース

科目区分	開設コース及び領域		授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法	
					必修	選択				
専 門 科 目 （ 他 コ ー ス）	学校経営コース	学級経営、学校経営に関する領域	カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2		2	講・演	1・2		
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2		2	講・演	1・2		
	学校臨床科学コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	総合学習の理論構築と実践力形成		2		2	講・演	1・2	
			特別活動・地域教育活動プログラムの開発		2		2	講・演	1・2	
		生徒指導、教育相談に関する領域	道徳教育及び道徳授業の理論と実際		2		2	講・演	1・2	
			生徒指導とキャリア教育		2		2	講・演	1・2	
		学級経営、学校経営に関する領域	円滑な学級経営のための力量形成		1		1	講・演	1・2	
			社会心理学に基づく学級経営の実践開発		1		1	講・演	1・2	
	社会系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	社会系教科の授業デザインの理論と方法（1）		2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（2）		2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（3）		2		2	講・演	1・2	
	理数系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価		2		2	講	1・2	
			数学的リテラシーと算数・数学的活動		2		2	講	1・2	
			算数・数学教育の理論と実践		2		2	講	1・2	
			理科授業の理論と実践（エネルギー）		2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（粒子）		2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（生命）		2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（地球）		2		2	講・演	1・2	
	小学校教員養成特別コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業における実践的評価論		2		2	講・演	1・2	
		学級経営、学校経営に関する領域	学級づくりと教育的関係の構築		2		2	講・演	1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	障害のある児童への指導と支援方法		2		2	講・演	1・2	
	グローバル化推進教育リーダーコース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育		2		2	講・演	1・2	
			世界の教育		2		2	講・演	1・2	

※言語系教科マネジメントコースの履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目及び専門科目（自コース・他コース）のうちから8単位以上を修得すること。

■社会系教科マネジメントコース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
共通基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	2		講・演	1	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。
		教育課程の制度的特質と課題	2			講・演	1	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	1	
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	1	
		授業におけるICT活用	2	2		講・演	1	
		初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
	生徒指導，教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	1	
		学校における道德教育の実践研究	1		1	講・演	1	
	学級経営，学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	1	
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	1	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	2		講・演	1	
教員のための人権教育の理論と方法		1			講・演	1		
学校における特別支援教育への対応と方法		2			講・演	1		

■社会系教科マネジメントコース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
専門科目 (自コース)	現代社会認識分野	現代社会の課題とその教材化	2	10		講・演	1	左欄の専門科目（自コース）及び専門科目（教育実践研究科目）について、18単位以上を修得すること。
	授業デザイン分野	社会系教科の授業デザインの理論と方法（1）	2			講・演	1	
		社会系教科の授業デザインの理論と方法（2）	2			講・演	1	
		社会系教科の授業デザインの理論と方法（3）	2			講・演	1	
	カリキュラムマネジメント分野	社会系教科におけるカリキュラムの変遷とマネジメントの実際	2			講・演	1	
	授業研究分野	社会系教科の授業研究	2		講・演	1		
研究（専門科目） 教育実践	教科教育実践研究分野	社会系教科教育実践研究	8	8		演	1～2	
実習科目		学校教育基盤実習	4	4		実	1・2	左欄の実習科目について、10単位を修得すること。
		教科指導力向上実習	6	6		実	2	

※「3年以上の教職経験者」が、大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し、所定の審査に合格した場合には、実習科目の一部の単位の修得を免除します。この手続きについては本冊子「第4 実習科目」を参照してください。

■社会系教科マネジメントコース

科目区分	開設コース及び領域		授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
					必修	選択			
専 門 科 目 ( 他 コ ー ス)	学校経営コース	学級経営, 学校経営に関する領域	カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2		2	講・演	1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
	学校臨床科学コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	総合学習の理論構築と実践力形成	2		2	講・演	1・2	
			特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
		生徒指導, 教育相談に関する領域	道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2		2	講・演	1・2	
			生徒指導とキャリア教育	2		2	講・演	1・2	
		学級経営, 学校経営に関する領域	円滑な学級経営のための力量形成	1		1	講・演	1・2	
			社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1		1	講・演	1・2	
	言語系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	1・2	
			外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	1・2	
			第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	1・2	
	理数系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講	1・2	
			数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講	1・2	
			算数・数学教育の理論と実践	2		2	講	1・2	
			理科授業の理論と実践(エネルギー)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(粒子)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(生命)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(地球)	2		2	講・演	1・2	
	小学校教員養成特別コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業における実践的評価論	2		2	講・演	1・2	
		学級経営, 学校経営に関する領域	学級づくりと教育的関係の構築	2		2	講・演	1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	障害のある児童への指導と支援方法	2		2	講・演	1・2	
	グローバル化推進教育リーダーコース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育	2		2	講・演	1・2	
			世界の教育	2		2	講・演	1・2	

※社会系教科マネジメントコースの履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目及び専門科目(自コース・他コース)のうちから8単位以上を修得すること。

■理数系教科マネジメントコース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法		
				必修	選択					
共通基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	}	2	講・演	1	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。		
		教育課程の制度的特質と課題	2						}	2
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	1			
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	1			
		授業におけるICT活用	2	2		講・演	1			
		初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
	初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1				
	生徒指導，教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	1			
		学校における道徳教育の実践研究	1		1	講・演	1			
	学級経営，学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	1			
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	1			
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	}	2	講・演	1			
教員のための人権教育の理論と方法		1	}					2	講・演	1
学校における特別支援教育への対応と方法		2								

■理数系教科マネジメントコース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法				
				必修	選択							
専 門 科 目 （ 自 コ ー ス）	授業実践・授業開発分野	算数・数学科の授業づくりと評価	2	10		講	1	左欄の専門科目（自コース）及び専門科目（教育実践研究科目）について、18単位以上を修得すること。				
		理科実験開発実践演習Ⅰ	2			演	1					
		理科実験開発実践演習Ⅱ	2			演	1					
		理科実験実地演習	2			演	1					
	授業実践・授業開発／教科教育理論分野	算数・数学教育の理論と実践	2			講	1					
		数学的リテラシーと算数・数学的活動	2			講	1					
	教科教育理論／教科内容・教材研究分野	理科授業の理論と実践（エネルギー）	2			講・演	1					
		理科授業の理論と実践（粒子）	2			講・演	1					
		理科授業の理論と実践（生命）	2			講・演	1					
		理科授業の理論と実践（地球）	2			講・演	1					
	教科内容・教材研究分野	数学教材の背景と応用	2			講・演	1					
		「数と式」領域の探究的学習教材	2			講	1					
		「図形」領域の探究的学習教材	2			講	1					
		中等数学科教材研究	2			講	1					
		理科教材開発実習A	2			演	1					
		理科教材開発実習B	2			実	1					
		野外調査実習	1			実	1					
	研 究 科 目 （ 教 育 実 践）	専 門 科 目 （ 教 育 実 践）	教科教育実践研究分野			理科系教科教育実践研究	8		8	演	1～2	
		実習科目	学校教育基盤実習			4	4			実	1・2	左欄の実習科目について、10単位を修得すること。
			教科指導力向上実習			6	6			実	2	

※「3年以上の教職経験者」が、大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し、所定の審査に合格した場合には、実習科目の一部の単位の修得を免除します。この手続きについては本冊子「第4 実習科目」を参照してください。

■理数系教科マネジメントコース

科目区分	開設コース及び領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
専 門 科 目 （ 他 コ ー ス）	学校経営コース	学級経営，学校経営に関する領域	カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2		2	講・演	1・2
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2		2	講・演	1・2
	学校臨床科学コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	総合学習の理論構築と実践力形成	2		2	講・演	1・2
			特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2		2	講・演	1・2
		生徒指導，教育相談に関する領域	道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2		2	講・演	1・2
			生徒指導とキャリア教育	2		2	講・演	1・2
		学級経営，学校経営に関する領域	円滑な学級経営のための力量形成	1		1	講・演	1・2
			社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1		1	講・演	1・2
	言語系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	1・2
			外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	1・2
			第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	1・2
	社会系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	社会系教科の授業デザインの理論と方法（1）	2		2	講・演	1・2
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（2）	2		2	講・演	1・2
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（3）	2		2	講・演	1・2
	小学校教員養成特別コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業における実践的評価論	2		2	講・演	1・2
		学級経営，学校経営に関する領域	学級づくりと教育的関係の構築	2		2	講・演	1・2
		学校教育と教員の在り方に関する領域	障害のある児童への指導と支援方法	2		2	講・演	1・2
	グローバル化推進教育リーダーコース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育	2		2	講・演	1・2
			世界の教育	2		2	講・演	1・2

※理数系教科マネジメントコースの履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目及び専門科目（自コース・他コース）のうちから8単位以上を修得すること。

■小学校教員養成特別コース(3年制コース)

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
共通基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	2		講・演	3	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。
		教育課程の制度的特質と課題	2			講・演	3	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	3	
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	3	
		授業におけるICT活用	2	2		講・演	3	
		初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
		初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	3	
	生徒指導，教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	3	
		学校における道徳教育の実践研究	1		1	講・演	3	
	学級経営，学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	3	
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	3	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	2		講・演	3	
教員のための人権教育の理論と方法		1	講・演		3			
学校における特別支援教育への対応と方法		2	講・演		3			

※小学校教員養成特別コース(3年制コース)の学生は、3年次に共通基礎科目を履修します。

■小学校教員養成特別コース(3年制コース)

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法	
				必修	選択				
専 門 科 目 ( 自 コ ー ス)	学級経営に関する分野	学級づくりと教育的関係の構築	2	6		講・演	2	左欄の専門科目(自コース)について、8単位以上を修得すること。	
		特別活動指導と自治的文化的活動の展開	2			講・演	2		
	個の課題に応じた分野	障害のある児童への指導と支援方法	2			講・演	2		
	教科等の指導に関する分野	教科の授業づくりと授業分析・評価	2			講・演	2		
		総合学習の創造過程と評価法	2			講・演	2		
		授業における実践的評価論	2		2		講・演		2
	教科の授業内容・方法に関する分野	教科・領域の内容・指導法研究Ⅰ(国語科)	1	4		講・演	3		左欄の専門科目(自コース)について、4単位以上を修得すること。
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅰ(音楽科)	1			講・演	3		
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅱ(算数科)	1			講・演	3		
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅱ(図工科)	1			講・演	3		
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅲ(社会科)	1			講・演	3		
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅲ(家庭科)	1			講・演	3		
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅳ(理科)	1			講・演	3		
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅳ(体育科)	1			講・演	3		
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅴ(生活科・総合学習)	1			講・演	3		
教科・領域の内容・指導法研究Ⅵ(小学校英語)		1			講・演	3			
教科・領域の内容・指導法研究Ⅵ(特別の教科 道徳)		1			講・演	3			
教育実践研究に関する分野	教育実地基礎研究Ⅰ(レポート作成法の研究)	2		2	講・演	1	左欄の専門科目(自コース)及び専門科目(教育実践研究科目)について、4単位以上を修得すること。		
	教育実地基礎研究Ⅱ(教育実践研究法の研究)	2		2	講・演	2			
	教育実践研究(アクション・リサーチ)	4	4		演	3			
実習科目	実地研究Ⅰ(基本実習)	4	4		実	2	左欄の実習科目について、12単位以上を修得すること。		
	実地研究Ⅱ(発展実習)	6	6		実	2			
	実地研究リフレクションセミナー	2	2		実	2			
	インターンシップ	2		2	実	3			

■小学校教員養成特別コース(3年制コース)

科目区分	開設コース及び領域		授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
					必修	選択			
専 門 科 目 ( 他 コ ー ス)	学校経営コース	学級経営, 学校経営に関する領域	カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2		2	講・演	1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
	学校臨床科学コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	総合学習の理論構築と実践力形成	2		2	講・演	1・2	
			特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
		生徒指導, 教育相談に関する領域	道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2		2	講・演	1・2	
			生徒指導とキャリア教育	2		2	講・演	1・2	
		学級経営, 学校経営に関する領域	円滑な学級経営のための力量形成	1		1	講・演	1・2	
			社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1		1	講・演	1・2	
	言語系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	1・2	
			外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	1・2	
			第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	1・2	
	社会系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	社会系教科の授業デザインの理論と方法(1)	2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法(2)	2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法(3)	2		2	講・演	1・2	
	理数系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講	1・2	
			数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講	1・2	
			算数・数学教育の理論と実践	2		2	講	1・2	
			理科授業の理論と実践(エネルギー)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(粒子)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(生命)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(地球)	2		2	講・演	1・2	
	グローバル化推進教育リーダーコース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育	2		2	講・演	1・2	
			世界の教育	2		2	講・演	1・2	

※小学校教員養成特別コース(3年制コース)の履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目、専門科目(自コース・他コース)及び実習科目のうちから8単位以上を修得すること。

■小学校教員養成特別コース(2年制コース)

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
共通基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	}	2	講・演	1	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。
		教育課程の制度的特質と課題	2			講・演	1	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	1	
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	1	
		授業におけるICT活用	2	2		講・演	1	
		初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	
	初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1		
	生徒指導、教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	1	
		学校における道徳教育の実践研究	1		1	講・演	1	
	学級経営、学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	1	
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	1	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	}	2	講・演	1	
教員のための人権教育の理論と方法		1	講・演			1		
学校における特別支援教育への対応と方法		2	講・演			1		

■小学校教員養成特別コース(2年制コース)

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
専 門 科 目 ( 自 コ ー ス)	学級経営に関する分野	学級づくりと教育的関係の構築	2	4		講・演	2	左欄の専門科目(自コース)について、6単位以上を修得すること。
		特別活動指導と自治的文化的活動の展開	2			講・演	1	
	個の課題に応じた分野	障害のある児童への指導と支援方法	2			講・演	2	
		教科等の指導に関する分野	教科の授業づくりと授業分析・評価		2		講・演	
	総合学習の創造過程と評価法		2		講・演	1		
	授業における実践的評価論		2	2		講・演	2	
	教科の授業内容・方法に関する分野	教科・領域の内容・指導法研究Ⅰ(国語科)	1	4		講・演	1・2	左欄の専門科目(自コース)について、4単位以上を修得すること。
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅰ(音楽科)	1			講・演	1・2	
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅱ(算教科)	1			講・演	1・2	
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅱ(図工科)	1			講・演	1・2	
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅲ(社会科)	1			講・演	1・2	
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅲ(家庭科)	1			講・演	1・2	
		教科・領域の内容・指導法研究Ⅳ(理科)	1			講・演	1・2	
教科・領域の内容・指導法研究Ⅳ(体育科)		1			講・演	1・2		
教科・領域の内容・指導法研究Ⅴ(生活科・総合学習)		1			講・演	1・2		
教科・領域の内容・指導法研究Ⅵ(小学校英語)		1			講・演	1・2		
教科・領域の内容・指導法研究Ⅵ(特別の教科 道徳)	1		講・演	1・2				
教育実践研究に関する分野	教育実地基礎研究Ⅰ(レポート作成法の研究)	2		2	講・演	1	左欄の専門科目(自コース)及び専門科目(教育実践研究科目)について、4単位以上を修得すること。	
	教育実地基礎研究Ⅱ(教育実践研究法の研究)	2		2	講・演	2		
	教育実践研究(アクション・リサーチ)	4	4		演	2		
実習科目	学校教育基盤実習	4	4		実	2	左欄の実習科目について、14単位を修得すること。	
	小学校指導力向上実習	6	6		実	2		
	実地研究リフレクションセミナー	2	2		実	2		
	インターンシップ	2	2		実	1		

■小学校教員養成特別コース(2年制コース)

科目区分	開設コース及び領域		授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
					必修	選択			
専門科目(他コース)	学校経営コース	学級経営, 学校経営に関する領域	カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2		2	講・演	1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
	学校臨床科学コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	総合学習の理論構築と実践力形成	2		2	講・演	1・2	
			特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
		生徒指導, 教育相談に関する領域	道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2		2	講・演	1・2	
			生徒指導とキャリア教育	2		2	講・演	1・2	
		学級経営, 学校経営に関する領域	円滑な学級経営のための力量形成	1		1	講・演	1・2	
			社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1		1	講・演	1・2	
	言語系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	1・2	
			外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	1・2	
			第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	1・2	
	社会系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	社会系教科の授業デザインの理論と方法(1)	2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法(2)	2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法(3)	2		2	講・演	1・2	
	理数系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講	1・2	
			数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講	1・2	
			算数・数学教育の理論と実践	2		2	講	1・2	
			理科授業の理論と実践(エネルギー)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(粒子)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(生命)	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践(地球)	2		2	講・演	1・2	
	グローバル化推進教育リーダーコース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育	2		2	講・演	1・2	
			世界の教育	2		2	講・演	1・2	

※小学校教員養成特別コース(2年制コース)の履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目及び専門科目(自コース・他コース)のうちから8単位以上を修得すること。

■グローバル化推進教育リーダーコース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法		
				必修	選択					
共通基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	}	2	講・演	1	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。		
		教育課程の制度的特質と課題	2						}	2
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	1			
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	1			
		授業におけるICT活用	2	2		講・演	1			
		初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1			
	初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1				
	生徒指導，教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	1			
		学校における道徳教育の実践研究	1		1	講・演	1			
	学級経営，学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	1			
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	1			
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	}	2	講・演	1			
教員のための人権教育の理論と方法		1	}					2	講・演	1
学校における特別支援教育への対応と方法		2								

■グローバル化推進教育リーダーコース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
				必修	選択			
専 門 科 目 （ 自 コ ー ス）	グローバル基礎領域	国際理解教育	2	6		講・演	1	左欄の専門科目（自コース）について、6単位以上を修得すること。
		世界の教育	2			講・演	1・2	
		国際教育協力	2			講・演	1	
		フィールドワーク・プレ演習	2			演	1	
	グローバル授業実践領域	実用外国語演習	2	4		演	1	左欄の専門科目（自コース）について、4単位以上を修得すること。
		英語を活用した授業研究	2			講・演	2	
		英語を活用した論理的思考	2			講・演	1	
		外国語による表現法	2			講・演	1	
	グローバル・フィールドワーク領域	グローバル・フィールドワークⅠ（海外）	2	2		講・演・実	1・2	左欄の専門科目（自コース）について、4単位を修得すること。
		グローバル・フィールドワークⅡ（国内）	2	2		講・演・実	2	
研 究 科 目 （ 専 門 科 目 ） 実 践	グローバル教育実践課題領域	グローバル教育実践課題研究	4	4		演	2	左欄の専門科目（教育実践研究科目）について、4単位を修得すること。
実習科目		学校教育基盤実習	4	4		実	1・2	左欄の実習科目について、10単位を修得すること。
		グローバル教育実践実習	4	4		実	2	
		グローバル教育開発実習	2	2		実	2	

※「3年以上の教職経験者」が、大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し、所定の審査に合格した場合には、実習科目の一部の単位の修得を免除します。この手続きについては本冊子「第4 実習科目」を参照してください。

■グローバル化推進教育リーダーコース

科目区分	開設コース及び領域		授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
					必修	選択			
専門科目（他コース）	学校経営コース	学級経営，学校経営に関する領域	カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2		2	講・演	1・2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
	学校臨床科学コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	総合学習の理論構築と実践力形成	2		2	講・演	1・2	
			特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	
		生徒指導，教育相談に関する領域	道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2		2	講・演	1・2	
			生徒指導とキャリア教育	2		2	講・演	1・2	
		学級経営，学校経営に関する領域	円滑な学級経営のための力量形成	1		1	講・演	1・2	
			社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1		1	講・演	1・2	
	言語系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	1・2	
			外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	1・2	
			第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	1・2	
	社会系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	社会系教科の授業デザインの理論と方法（1）	2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（2）	2		2	講・演	1・2	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法（3）	2		2	講・演	1・2	
	理数系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講	1・2	
			数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講	1・2	
			算数・数学教育の理論と実践	2		2	講	1・2	
			理科授業の理論と実践（エネルギー）	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（粒子）	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（生命）	2		2	講・演	1・2	
			理科授業の理論と実践（地球）	2		2	講・演	1・2	
	小学校教員養成特別コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業における実践的評価論	2		2	講・演	1・2	
		学級経営，学校経営に関する領域	学級づくりと教育的関係の構築	2		2	講・演	1・2	
学校教育と教員の在り方に関する領域		障害のある児童への指導と支援方法	2		2	講・演	1・2		

※グローバル化推進教育リーダーコースの履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目及び専門科目（自コース・他コース）のうちから8単位以上を修得すること。

■外国人留学生専門科目

科目区分	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
			必修	選択			
外国人留学生専門科目	日本語教授法	2		2	講・演	1・2	外国人留学生（国際貢献型B型）のみ修得ができる。 修了要件としての単位となる。
	比較教育学	2		2	講・演	1・2	

■理数系教員養成特別プログラム

科目区分	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法
			必修	選択			
理数系教員養成特別プログラム 開設科目	中等数学内容論	2		2	講・演	—	理数系教員養成特別プログラム 受講生のみ修得ができる。 修了要件の単位とはならない。
	中等数学授業研究	2		2	講・演	—	
	中等理科内容論	2		2	講・演	—	
	中等理科授業研究	2		2	講・演	—	

■研究力向上特別プログラム

科目区分	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	開講クラス	履修方法
			必修	選択				
研究力向上特別プログラム 開設科目	特別研究	4		4	演	1～2	昼	研究力向上特別プログラム 受講生のみ修得ができる。 修了要件の単位とはならない。
	特別研究	4		4	演	1～2	夜	

■教育政策リーダーコース

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	履修方法	
				必修	選択				
共通基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	カリキュラム・マネジメント	2	2		講・演	1	左欄の共通基礎科目について、各領域2単位以上、かつ12単位以上を修得すること。	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	多様な授業方式・形態とその支援体制	2	2		講・演	1		
	生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導の学校体制と教育委員会の危機管理	2	2			講・演		1
		特別支援教育の実際と改善課題	2						
	学級経営、学校経営に関する領域	地域教育経営と教育委員会の学校経営改善施策	2	2			講・演		1
	学校教育と教員の在り方に関する領域	現代教育の理念と背景	2	2			講・演		1
		地域と学校	2						
専門科目（自コース）	教育政策導入領域	教育行政マネジメント特論演習Ⅰ（情報収集・分析・構想）	2	2		講・演	1・2	左欄の専門科目（自コース）について、8単位を修得すること。	
		教育行政マネジメント特論演習Ⅱ（企画・実行・判断）	2	2		講・演	1・2		
		教育行政リーダーシップ特論演習Ⅰ（組織人事）	2	2		講・演	1・2		
		教育行政リーダーシップ特論演習Ⅱ（理念浸透）	2	2		講・演	1・2		
	教育政策基礎領域	教育政策実践論	2	8			講・演	1	左欄の専門科目（自コース）について、8単位以上を修得すること。
		教育行財政の立案と分析	2				講・演	1	
		地方自治体行政論	2				講・演	1	
		教育法規の理論と実践	2				講・演	1	
		生涯学習特論	2				講・演	1	
		学校論	2				講・演	1	
比較教育政策論	2	講・演	1						
研究（専門科目） 教育実践	教育政策研究領域	教育政策課題研究	8	8		演	1～2	左欄の専門科目（教育実践研究科目）について、8単位を修得すること。	
実習科目	教育政策トップリーダーインターンシップⅠ（海外教育行政機関）	2	10			実	1	左欄の実習科目について、10単位を修得すること。	
	教育政策トップリーダーインターンシップⅡ（自自治体行政機関）	2				実	2		
	教育政策トップリーダーインターンシップⅢ（自自治体教育機関）	2				実	2		
	教育政策トップリーダーインターンシップⅣ（他自治体）	4				実	2		
	教育政策トップリーダーインターンシップⅤ（自自治体等発展）	2				実	2		

※「3年以上の教職経験者、現に地方教育行政の職に就いている者、または教育機関、官公庁等で10年以上の勤務経験者」が、大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し、所定の審査に合格した場合には、実習科目の全部の単位の修得を免除します。この手続きについては本冊子「第4 実習科目」を参照してください。

■学校教育コース

(表の見方)

・「R3開講」欄は、夜間クラスにおける専門職学位課程の授業科目開講状況を示し、「○」は令和3年度に開講する科目、「－」は令和4年度に開講予定の科目を示す。

・「隔年開講」欄に「※」印のある科目は1年おきに開講する科目を示す。

科目区分	領域	授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	R3開講	隔年開講	履修方法
				必修	選択					
共通基礎科目	教育課程の編成・実施に関する領域	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	2		講・演	1・2	—	※	左欄の共通基礎科目について、各領域から2単位以上、かつ10単位以上を修得すること。
		教育課程の制度的特質と課題	2			講・演	1・2	○	※	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	実践的な指導方法に関する理論と実際	1		1	講・演	1・2	○	※	
		授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2		2	講・演	1・2	○	※	
		授業におけるICT活用	2	2		講・演	1	○		
		初等国語科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等英語教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等社会科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等算数科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等理科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等音楽科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等図画工作科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等体育科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等家庭科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
		初等生活科教材研究・授業づくり	1		1	講・演	1	○		
	生徒指導、教育相談に関する領域	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	2		講・演	1	○		
		学校における道徳教育の実践研究	1		1	講・演	1・2	○	※	
	学級経営、学校経営に関する領域	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	1		講・演	1	○		
		児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	1		講・演	1	○		
	学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の社会的役割と自己啓発	1	2		講・演	1・2	—	※	
教員のための人権教育の理論と方法		1	講・演		1・2	○	※			
学校における特別支援教育への対応と方法		2	講・演		1・2	—	※			

■学校教育コース

科目区分	開設コース及び領域		授業科目名	単位数	必修・選択の別		授業の方法	履修年次	R3開講	隔年開講	履修方法
					必修	選択					
専門科目(他コース)	学校経営コース	学級経営, 学校経営に関する領域	開かれた学校づくりとカリキュラム・マネジメント	2		2	講・演	1・2	—	※	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2		2	講・演	1・2	○	※	
	学校臨床科学コース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	総合的な学習と特別活動のデザイン	2		2	講・演	1・2	○	※	
		生徒指導, 教育相談に関する領域	道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2		2	講・演	1・2	○	※	
		学級経営, 学校経営に関する領域	円滑な学級経営のための力量形成	1		1	講・演	1・2	—	※	
	言語系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	言語の仕組みと言語教育	2		2	講・演	1・2	○	※	
			外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2		2	講・演	1・2	—	※	
			第二言語習得と外国語学習	2		2	講・演	1・2	○	※	
	社会系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	社会系教科の授業デザインの理論と方法(4)	2		2	講・演	1・2	○	※	
			社会系教科の授業デザインの理論と方法(5)	2		2	講・演	1・2	—	※	
	理数系教科マネジメントコース	教科等の実践的な指導方法に関する領域	算数・数学科の授業づくりと評価	2		2	講	1・2	○	※	
			数学的リテラシーと算数・数学的活動	2		2	講	1・2	○	※	
			算数・数学教育の理論と実践	2		2	講	1・2	—	※	
			理科授業の理論と実践(エネルギー・粒子)	2		2	講・演	1・2	○	※	
			理科授業の理論と実践(生命・地球)	2		2	講・演	1・2	—	※	
	小学校教員養成特別コース	学級経営, 学校経営に関する領域	学級づくりと教育的関係の構築	2		2	講・演	1・2	○	※	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	障害のある児童への指導と支援方法	2		2	講・演	1・2	—	※	
	グローバル化推進教育リーダーコース	学校教育と教員の在り方に関する領域	国際理解教育	2		2	講・演	1・2	○	※	
世界の教育			2		2	講・演	1・2	—	※		
専門科目(リフレクション科目)			教育実践リフレクション	4	4		演	1~2	○	左欄の専門科目(リフレクション科目)について, 4単位を修得すること。	
実習科目			学校教育基盤実習	4	4		実	1・2	○	左欄の実習科目について, 10単位を修得すること。	
			学校教育開発・改善実習	6	6		実	2	—		

※学校教育コースの履修方法で指定された単位数に加えて, 共通基礎科目及び専門科目(他コース)のうちから22単位以上を修得すること。(10単位までは他専攻科目で修得した単位を算入できる。)

※「5年以上の教職経験者」が, 大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し, 所定の審査に合格した場合には, 実習科目の全部の単位の修得を免除します。この手続きについては本冊子「第4 実習科目」を参照してください。

■学校教育コース

(表の見方)

・「R3開講」欄は、夜間クラスにおける修士課程の授業科目開講状況を示し、「○」は令和3年度に開講する科目、「—」は令和4年度に開講予定の科目、「△」は令和5年度に開講予定の科目を示す。（\*印は、昼間クラスのみ開講する科目を受講する必要があるものを示す。）

・「隔年開講」欄に「※」印のある科目は1年おきに開講する科目、「※※」印のある科目は2年おきに開講する科目を示す。

科目区分	ユニット名	授業科目名	単位数	授業の方法	履修年次	R3開講	隔年開講	履修方法
他専攻科目	共通・広領域ユニット	子どもの発達と学校の関わり	2	講	1・2	—	※	左欄の他専攻科目について、1.0単位まで修了要件単位数に算入できる。
		学校における防災教育と心のケア	2	講	1・2	—	※	
		教育コミュニケーション論	2	講	1・2	○		
		子育て支援総合研究	2	講・演	1・2	○		
		子ども理解と学級経営の心理学	2	講	1・2	○		
		保健医療分野に関する理論と支援の展開 (児童青年精神病理学)	2	講・演	1・2	—	※	
		保健医療分野に関する理論と支援の展開 (精神保健学特論)	2	講	1・2	○	※	
		総合芸術表現研究	2	講・演	1・2	—	※	
		ライフスタイルと健康	2	講・演	1・2	—	※	
		ライフスタイルと環境	2	講・演	1・2	○	※	
		情報社会と生活	2	講・演	1・2	○	※	
	教育コミュニケーションユニット	教育コミュニケーション実践論	2	演	1・2	○		
		教師－子ども関係の思想	2	講・演	1・2	—	※	
		教えと学びの哲学	2	講・演	1・2	—	※	
		教育文化の歴史	2	講・演	1・2	—	※	
		教えと学びの社会学	2	講・演	1・2	○	※	
		かかわりの発達心理学	2	講・演	1・2	—	※	
		人間理解の心理学	2	講・演	1・2	—	※	
		教えと学びの心理学	2	講・演	1・2	○	※	
		多文化共生の社会学	2	講・演	1・2	○	※	
	幼年教育・発達支援ユニット	幼年期のカリキュラム論と保育・教育方法	2	講	1・2	○	※	
		幼年期の教育支援と職能開発	2	演	1・2	—	※	
		乳幼児の発達と心理	2	講・演	1・2	—	※	
		子育て相談支援論	2	演	1・2	○	※	
		幼児の生活と健康	2	講	1・2	—	※	
		幼児の生活と表現	2	講	1・2	○	※	
		子育て支援内容開発論	2	演	1・2	—	※	
		子ども家庭福祉論	2	講	1・2	—	※	
		子ども家庭福祉論演習	2	演	1・2	○	※	

■学校教育コース

科目区分	ユニット名	授業科目名	単位数	授業の方法	履修年次	R3開講	隔年開講	履修方法
他専攻科目	学校心理・学校健康教育・発達支援ユニット	生徒指導と学校教育相談	2	講・演	1・2	○	※	左欄の他専攻科目について、10単位まで修了要件単位数に算入できる。
		キャリアカウンセリング特論	2	講・演	1・2	○	※	
		情動・社会性発達論	2	講	1・2	—	※	
		発達・学習支援特論	2	講・演	1・2	—	※	
		衛生学・公衆衛生学研究	2	講	1・2	—	※	
		学校保健研究	2	講・演	1・2	○	※	
		健康教育論	2	講・演	1・2	—	※	
		子どものリスクと安全教育	2	講・演	1・2	—	※	
		からだと心の健康	2	講	1・2	○	※	
		食育の考え方と進め方	2	講・演	1・2	—	※	
		運動指導の基礎と応用	2	演	1・2	○	※	
	臨床心理学ユニット	被害者の心のケア	2	講	1・2	○		
	芸術表現系教育ユニット	図画工作・美術科教育研究	2	講・演	1・2	○	※	
		図画工作・美術科学習論	2	講・演	1・2	—	※	
		音楽理論の基礎Ⅱ（創作）	2	講・演	1・2	○	※	
		造形活動の基礎Ⅰ（絵画）	2	講・演	1・2	—	※	
		造形活動の基礎Ⅱ（彫塑）	2	講・演	1・2	○	※	
		造形活動の基礎Ⅲ（デザイン）	2	講・演	1・2	—	※	
		造形活動の基礎Ⅳ（工芸）	2	講・演	1・2	—	※	
		美術史学の基礎と批評	2	講	1・2	—	※	
		造形表現の知識と技能Ⅰ（絵画）	2	実	1・2	○*		
		造形表現の知識と技能Ⅱ（彫塑）	2	実	1・2	○*		
		造形表現の知識と技能Ⅲ（デザイン）	2	実	1・2	○*		
		造形表現の知識と技能Ⅳ（工芸）	2	実	1・2	○*		
		美術批評と「鑑賞」教育	2	講・演	1・2	○	※	
		造形活動の基礎Ⅴ（版画）	2	演	1・2	○*		
		生活・健康・情報系教育ユニット	保健体育科教育論	2	講	1・2	—	
	保健体育科授業研究		2	講	1・2	○	※	
	家庭科授業研究		2	講・演	1・2	—	※	
	技術教育カリキュラム論		2	講・演	1・2	—	※	
	技術教育授業研究		2	講・演	1・2	○	※	

■学校教育コース

科目区分	ユニット名	授業科目名	単位数	授業の方法	履修年次	R3開講	隔年開講	履修方法
他専攻科目	生活・健康・情報系教育ユニット	からだと心の健康	2	講	1・2	○	※	左欄の他専攻科目について、10単位まで修了要件単位数に算入できる。
		健康教育論	2	講・演	1・2	—	※	
		学校保健研究	2	講・演	1・2	○	※	
		衛生学・公衆衛生学研究	2	講	1・2	—	※	
		子どものリスクと安全教育	2	講・演	1・2	—	※	
		身体運動科学	2	講・演	1・2	○	※	
		スポーツ文化論	2	講	1・2	○	※	
		スポーツ心理学	2	講・演	1・2	○	※	
		食生活の科学と文化	2	講・演	1・2	○	※	
		生活科学演習	2	演	1・2	○	※	
		衣生活の科学と文化	2	講・演	1・2	○	※	
		住生活の科学と文化	2	講・演	1・2	—	※	
		電気・電子工学とものづくりの技術	2	講・演	1・2	○	※	
		情報工学とプログラミングの技術	2	講・演	1・2	○	※	
		運動指導の基礎と応用	2	演	1・2	○	※	
		計測・制御システム教材研究	2	講・演	1・2	—	※	
		エネルギー変換教材研究	2	講・演	1・2	○	※	
		材料加工教材研究	2	講・演	1・2	—	※	
		地域スポーツの運営と課題	2	講・演	1・2	—	※	
		ライフスタイルと家族関係	2	講・演	1・2	○	※	
		食育の考え方と進め方	2	講・演	1・2	—	※	
		教育情報コミュニケーション	2	講・演	1・2	○	※	
		情報活用実践論	2	講・演	1・2	—	※	
		情報のモラル教育と学校のセキュリティ	2	講・演	1・2	○	※	
		教育情報工学	2	講・演	1・2	○	※	
		教育情報ネットワーク活用論	2	講・演	1・2	—	※	
		情報教育論	2	講・演	1・2	○	※	
		総合学習情報論	2	講・演	1・2	—	※	
情報化教育環境開発論	2	講・演	1・2	—	※			
教育の情報化とICT活用	2	講・演	1・2	—	※			

■学校教育コース

科目区分	ユニット名	授業科目名	単位数	授業の方法	履修年次	R3開講	隔年開講	履修方法
他専攻科目	特別支援教育ユニット	特別支援教育研究	2	講	1・2	○	※	左欄の他専攻科目について、10単位まで修了要件単位数に算入できる。
		特別支援教育課程論	2	講	1・2	—	※	
		肢体不自由児指導論	2	講	1・2	—	※	
		病弱児指導論	2	講	1・2	○	※	
		障害児教育基礎技能	2	講	1・2	○	※	
		障害児病理	2	講	1・2	—	※	
		障害児保健研究	2	講	1・2	—	※	
		障害児診断学	2	講	1・2	○	※	
		コーディネーター概論	2	講	1・2	—	※	
		特別支援教育総論	2	講	1・2	○	※	
		発達障害研究	2	講	1・2	△	※※	

※学校教育コースの履修方法で指定された単位数に加えて、共通基礎科目及び専門科目(他コース)のうちから22単位以上を修得すること。(10単位までは他専攻科目で修得した単位を算入できる。)

■他専攻科目（修士課程における開設科目）

（表の見方）

- ・「開講クラス」欄の「昼」は昼間クラス、「夜」は夜間クラスを示す。
- ・「R3開講」欄の「○」は令和3年度に開講する科目、「－」は令和4年度に開講予定の科目、「△」は令和5年度に開講予定の科目を示す。
- ・「隔年開講」欄に「※」印のある科目は1年おきに開講する科目、「※※」印のある科目は2年おきに開講する科目を示す。

科目区分	開設コース等	授業科目名	単位数	授業方法	開講クラス	R3開講	隔年開講	
他専攻科目	共通科目	子どもの発達と学校の関わり	2	講	昼(加東)	○		
					昼(神戸)	○	※	
					夜	－	※	
		学校における防災教育と心のケア	2	講	昼(加東)	○		
	昼(神戸)				○	※		
	夜				－	※		
	人間発達教育専攻共通	専門科目（広領域科目群）	教育コミュニケーション論	2	講	昼	○	
			子育て支援総合研究	2	講演	昼	○	
						夜	○	
			子ども理解と学級経営の心理学	2	講	昼	○	
						夜	○	
			保健医療分野に関する理論と支援の展開（児童青年精神病理学）	2	講演	昼	－	※
						夜	－	※
			保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神保健学特論）	2	講	昼	○	※
						夜	○	※
			総合芸術表現研究	2	講演	昼	○	
						夜	－	※
			ライフスタイルと健康	2	講演	昼	○	※
						夜	－	※
			ライフスタイルと環境	2	講演	昼	－	※
	夜	○				※		
	情報社会と生活	2	講演	昼	－	※		
				夜	○	※		
	教育コミュニケーションコース	専門科目（専門領域科目群）	教育コミュニケーション実践論	2	演	昼	○	
			教師－子ども関係の思想	2	講演	昼	－	※
						夜	－	※
			教えと学びの哲学	2	講演	昼	○	※
						夜	－	※
			教育文化の歴史	2	講演	昼	○	※
						夜	－	※
			教えと学びの社会学	2	講演	昼	－	※
						夜	○	※
かかわりの発達心理学			2	講演	昼	○	※	
					夜	－	※	
人間理解の心理学			2	講演	昼	－	※	
					夜	－	※	
教えと学びの心理学			2	講演	昼	－	※	
	夜	○			※			
多文化共生の社会学	2	講演	昼	－	※			
			夜	○	※			
幼年教育コース・発達支援		幼年期のカリキュラム論と保育・教育方法	2	講	昼	－	※	
		幼年期の教育支援と職能開発	2	演	昼	○	※	
					夜	－	※	
		乳幼児の発達と心理	2	講演	昼	○	※	
夜	－				※			
子育て相談支援論	2	演	昼	－	※			
			夜	○	※			

科目区分	開設コース等	授業科目名	単位数	授業方法	開講クラス	R3開講	隔年開講	
他専攻科目	幼年教育・発達支援コース	幼児の生活と健康	2	講	昼 夜	○ —	※ ※	
		幼児の生活と表現	2	講	昼 夜	— ○	※ ※	
		子育て支援内容開発論	2	演	昼 夜	○ —	※ ※	
		子ども家庭福祉論	2	講	昼 夜	○ —	※ ※	
		子ども家庭福祉論演習	2	演	昼 夜	— ○	※ ※	
	学校心理・学校健康教育・発達支援コース	生徒指導と学校教育相談	2	講演	昼 夜	○ ○	— ※	
		キャリアカウンセリング特論	2	講演	昼 夜	○ ○	※ ※	
		情動・社会性発達論	2	講	昼 夜	○ —	※ ※	
		発達・学習支援特論	2	講演	昼 夜	— —	※ ※	
		衛生学・公衆衛生学研究	2	講	昼 夜	— —	※ ※	
		学校保健研究	2	講演	昼 夜	○ ○	※ ※	
		健康教育論	2	講演	昼 夜	○ —	※ ※	
		子どものリスクと安全教育	2	講演	昼 夜	○ —	※ ※	
		からだと心の健康	2	講	昼 夜	— ○	※ ※	
		食育の考え方と進め方	2	講演	昼 夜	○ —	※ ※	
		運動指導の基礎と応用	2	演	昼 夜	○ ○	— ※	
		被害者の心のケア	2	講	夜	○		
		芸術表現系教育コース	音楽科の教材開発と実践研究	2	講	昼	○	
			音楽科カリキュラム研究	2	講演	昼	○	
			図画工作・美術科教育研究	2	講演	昼 夜	— ○	※ ※
			図画工作・美術科学習論	2	講演	昼 夜	○ —	※ ※
			音楽表現の知識と技能Ⅰ（声楽）	2	講演	昼	○	
	音楽理論の基礎Ⅱ（創作）		2	講演	昼 夜	○ ○	— ※	
	音楽理論の基礎Ⅰ（ソルフェージュ）		2	講演	昼	○		
	音楽教育の創意Ⅰ（声楽）		2	講演	昼	○		
	音楽教育の創意Ⅳ（創作）		2	講演	昼	○		
	造形活動の基礎Ⅰ（絵画）		2	講演	昼 夜	○ —	— ※	
	造形活動の基礎Ⅱ（彫塑）		2	講演	昼 夜	○ ○	— ※	
	造形活動の基礎Ⅲ（デザイン）		2	講演	昼 夜	○ —	— ※	

科目区分	開設コース等	授業科目名	単位数	授業方法	開講クラス	R3開講	隔年開講	
他専攻科目	芸術表現系教育コース	造形活動の基礎Ⅳ（工芸）	2	講演	昼 夜	○ －	※	
		美術史学の基礎と批評	2	講	昼 夜	○ －	※	
		造形表現の知識と技能Ⅰ（絵画）	2	実	昼	○		
		造形表現の知識と技能Ⅱ（彫塑）	2	実	昼	○		
		造形表現の知識と技能Ⅲ（デザイン）	2	実	昼	○		
		造形表現の知識と技能Ⅳ（工芸）	2	実	昼	○		
		美術批評と「鑑賞」教育	2	講演	昼 夜	○ ○	※	
	造形活動の基礎Ⅴ（版画）	2	演	昼	○			
	専門科目（専門領域科目群）	生活・健康・情報系教育コース	保健体育科教育論	2	講	昼 夜	○ －	※
			保健体育科授業研究	2	講	昼 夜	－ ○	※
			家庭科授業研究	2	講演	昼 夜	○ －	※
			技術教育カリキュラム論	2	講演	昼 夜	○ －	※
			技術教育授業研究	2	講演	昼 夜	○ ○	※
			からだと心の健康	2	講	昼 夜	－ ○	※
			健康教育論	2	講演	昼 夜	○ －	※
			学校保健研究	2	講演	昼 夜	○ ○	※
			衛生学・公衆衛生学研究	2	講	昼 夜	－ －	※
			子どものリスクと安全教育	2	講演	昼 夜	○ －	※
			身体運動科学	2	講演	昼 夜	－ ○	※
			スポーツ文化論	2	講	昼 夜	○ ○	※
			スポーツ心理学	2	講演	昼 夜	○ ○	※
			食生活の科学と文化	2	講演	昼 夜	○ ○	※
			生活科学演習	2	演	昼 夜	－ ○	※
			衣生活の科学と文化	2	講演	昼 夜	○ ○	※
			住生活の科学と文化	2	講演	昼 夜	－ －	※
			電気・電子工学とものづくりの技術	2	講演	昼 夜	○ ○	※
			情報工学とプログラミングの技術	2	講演	昼 夜	○ ○	※
			運動指導の基礎と応用	2	演	昼 夜	○ ○	※
			計測・制御システム教材研究	2	講演	昼 夜	○ －	※

科目区分	開設コース等	授業科目名	単位数	授業方法	開講クラス	R3開講	隔年開講			
他専攻科目	生活・健康・情報系教育コース	専門科目（専門領域科目群）	エネルギー変換教材研究	2	講演	昼 夜	○ ○	※		
			材料加工教材研究	2	講演	昼 夜	○ -	※		
			地域スポーツの運営と課題	2	講演	昼 夜	- -	※		
			ライフスタイルと家族関係	2	講演	昼 夜	- ○	※		
			食育の考え方と進め方	2	講演	昼 夜	○ -	※		
			教育情報コミュニケーション	2	講演	昼 夜	- ○	※		
			情報活用実践論	2	講演	昼 夜	○ -	※		
			情報のモラル教育と学校のセキュリティ	2	講演	昼 夜	- ○	※		
			教育情報工学	2	講演	昼 夜	- ○	※		
			教育情報ネットワーク活用論	2	講演	昼 夜	○ -	※		
			情報教育論	2	講演	昼 夜	- ○	※		
			総合学習情報論	2	講演	昼 夜	○ -	※		
			情報化教育環境開発論	2	講演	昼 夜	○ -	※		
			教育の情報化とICT活用	2	講演	昼 夜	○ -	※		
			障害科学コース	専門科目（特別支援教育の理論と実践を学ぶ科目群）	特別支援教育実践論	2	講	昼	○	
					特別支援教育研究	2	講	昼 夜	- ○	※
	特別支援教育史	2			講	昼	○	※		
	特別支援教育課程論	2			講	昼 夜	- -	※		
	聴覚障害児指導法	2			講	昼	-	※		
	重複障害児指導論	2			講	昼	○	※		
	肢体不自由児指導論	2			講	昼 夜	○ -	※		
	病弱児指導論	2			講	昼 夜	- ○	※		
	障害児心理学研究	2			講	昼	-	※		
	聴覚障害児心理学研究	2			講	昼	-	※		
	障害児教育基礎技能	2			講	昼 夜	○ ○	※		
	聴覚障害児教育基礎技能	2			講	昼	○			
	聴覚・音声検査法	2			演	昼	○			
	特別支援心理学研究方法演習	2			演	昼	○			

科目区分	開設コース等	授業科目名	単位数	授業方法	開講クラス	R3開講	隔年開講			
他専攻科目	障害科学コース	障害児病理	2	講	昼	○	※			
					夜	—	※			
		言語病理学	2	講	昼	○	※			
		視覚生理・病理	2	講	昼	—	※			
		障害児保健研究	2	講	昼	—	※			
					夜	—	※			
		聴覚言語障害児臨床	2	講	昼	—	※			
		障害児診断学	2	講	昼	○	※			
					夜	○	※			
		行動障害支援論	2	講	昼	—	※			
		特別支援教育特論	2	講	昼	○	※			
		特別支援教育方法演習	2	演	昼	○				
		視覚障害児教育論	2	講演	昼	○				
		視覚障害児心理学研究	2	講演	昼	○				
	視覚障害児指導法	2	講	昼	—	※				
	発達障害支援実践コース	専門科目（特別支援教育の理論と実践を学ぶ科目群）	特別支援教育論	2	講	昼	○	※		
			特別支援教育授業方法論	2	講演	昼	○			
			障害者福祉論	2	講	昼	○			
			コーディネート概論	2	講	昼	○			
						夜	—	※		
			コーディネート研究	2	講	昼	—	※		
			家族支援心理学	2	講	昼	○	※		
			発達神経医学	2	講	昼	—	※		
			特別支援教育専攻共通	多専門的科目に理解する科目群（特別支援教育を）	特別支援教育総論	2	講	昼	○	
								夜	○	※
	発達障害研究	2			講	昼	○			
						夜	△	※※		
	特別支援教育リーダーのための創発的コミュニケーション	2	講演	昼	○					
特別支援教育と通常学級の授業づくり・学級経営	2	講	昼	○						

## 第4 実習科目

### 1 コース別実習科目の実施予定等

各実習科目の実施前にはオリエンテーションや事前指導を，終了後には事後指導を行いますので，必ず出席してください（オリエンテーション等の日程については，各コースの実習担当教員からの通知又は掲示等でお知らせします）。

なお，各実習科目の詳細については，別途，各コースで作成・配付される資料「実習基本計画」等をお読みください。

### 2 実習科目の実習施設及び実施方法

学校現場等で実施する実習は原則として，現職教員については現任校で行い，現職教員以外の学生については連携協力校等で行います。

実習方法については以下のとおりです。

①教員免許状を取得するための実習とは異なり，大学と実習先（連携協力校等）が内容を相談しながら実習を進めていきます。

②連携協力校等が取り組んでいる教育課題や研究内容をあらかじめ調査し，実習生の教育研究課題とマッチングさせることで，大学と実習先の相互に実習の成果・効果メリットがあるものとします。

### 3 実習単位の修得免除について

次の要件を満たす学生は、大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し、審査に合格した場合は実習科目の単位の修得を一部免除します。

- ①学校臨床科学コース，言語系教科マネジメントコース，社会系教科マネジメントコース，理数系教科マネジメントコース，グローバル化推進教育リーダーコース，教育政策リーダーコース及び学校教育コースに所属する学生であること。
- ②入学前に，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園での3年以上（学校教育コースは5年以上）の教職経験（教育政策リーダーコースは現に地方教育行政の職に就いている者，または教育機関，官公庁等で10年以上の勤務経験を含む）を有すること。

**(注) 在職年数の計算について（入学年度の4月1日現在）**

- ・休職期間（育児休業，国際派遣等の期間を含みます。）は在職年数に算入しません。
- ・非常勤の職については，勤務形態が常勤職員と同等である期間のみ算入します。
- ・在職期間に1ヶ月未満の期間となる期間がある場合，1ヶ月に切り上げて算入します。

実習単位の修得免除を認定された学生は，当該授業科目を履修し，単位を修得したものとみなされます。なお，履修規程第7条の2に規定する履修登録の上限単位数に含まれません。

各コースの免除対象科目及び大学が指定する課題等は，次のとおりです。

① 免除対象科目

コース名	実習科目名	単位数
学校臨床科学コース	学校臨床科学基盤実習	4単位
言語系教科マネジメントコース	学校教育基盤実習	4単位
社会系教科マネジメントコース		
理数系教科マネジメントコース		
グローバル化推進教育リーダーコース		
教育政策リーダーコース	教育政策トップリーダーインターンシップⅠ（海外教育行政機関）	2単位
	教育政策トップリーダーインターンシップⅡ（自自治体行政機関）	2単位
	教育政策トップリーダーインターンシップⅢ（自自治体教育機関）	2単位
	教育政策トップリーダーインターンシップⅣ（他自治体）	4単位
	教育政策トップリーダーインターンシップⅤ（自自治体等発展）	2単位
学校教育コース	学校教育基盤実習	4単位
	学校教育開発・改善実習	6単位

- ② 実習単位の修得を免除するために大学が設定する課題等は，次ページ以降に記載しています。
- ③ 教育政策リーダーコースの免除対象科目のうち，修得を免除できるのは最大10単位までです。
- ④外国人留学生（国際貢献型B型）の実習単位修得の免除については，学務課までお問い合わせください。

**学校臨床科学コース，教科マネジメントコース（言語系・社会系・理数系），  
グローバル化推進教育リーダーコースの実習科目を免除するために大学が設定する課題等**

実習科目名	学校臨床科学基盤実習【学校臨床科学コース】 学校教育基盤実習【教科マネジメントコース，グローバル化推進教育リーダーコース】
履修年次	1・2年次
免除方法等	1年次の初めに，各自の学校現場における授業実践，または学級経営，生徒指導実践を振り返り，その活動に関するレポート及び実践活動実績に関する資料を提出させ，授業実践，または学級経営，生徒指導実践についての認識と理解の状況を確認し，免除を判断する。
レポート提出期限	1年次の6月下旬
提出先	コース実習担当教員
判定方法等	コース内の教員で判定委員会を構成し，学生の教職経験年数を加味して，レポート（または研究計画）及び実践活動実績に関する資料の内容について判定委員会で判定する。 判定基準等の詳細については，コースのオリエンテーション時に説明する。
判定基準等	1. 大学院実習で必要な基本的な知識・技能を有しており，授業実践，または学級経営，生徒指導実践など学校教育全般にわたり必要となる指導力の基盤を身に付けていること。 2. 学校における授業実践，または生徒指導実践の計画・運営・実施等に関する理解を有していること。
審査結果の発表方法	学務課から学生へ通知する。

教育政策リーダーコースの実習科目を免除するために大学が設定する課題等

実習科目名	教育政策トップリーダー インターンシップⅠ (海外教育行政機関)	教育政策トップリーダー インターンシップⅡ (自治体行政機関)	教育政策トップリーダー インターンシップⅢ (自治体教育機関)	教育政策トップリーダーⅣ (他自治体)	教育政策トップリーダー インターンシップⅤ (自治体等発展)
履修年次	1・2年次	2年次	2年次	2年次	2年次
免除方法等	ステップ1 入学前の研究留学や派遣研修等による海外の教育実務経験については、自己評価・自己省察するレポートを作成させ、その内容によって免除の可否を判断する。	ステップ1 入学前の教育行政または一般行政機関等での実務経験については、自己評価・自己省察するレポートを作成させ、その内容によって免除の可否を判断する。	ステップ1 入学前の教育機関等での実務経験または教育機関等での実務経験に対する研究会、研修会、会議、視察、訪問等について、自己評価・自己省察するレポートを作成させ、その内容によって免除の可否を判断する。	ステップ1 入学前の他の自治体の行政もしくは自治体を含む複数の自治体の参加による研究会、研修会、広域の会議、他自治体視察、他自治体訪問等について、自己評価・自己省察するレポートを作成させ、その内容によって免除の可否を判断する。	ステップ1 入学前の行政機関または教育機関等での実務経験については、自己評価・自己省察するレポートを作成させ、その内容によって免除の可否を判断する。
	ステップ2 1年次に履修する授業科目で作成するレポート及び「インターンシップ総括レポートⅠ」に基づいて、海外の教育または教育行政等に関する力量を確認し免除の可否を判断する。	ステップ2 1年次に履修する授業科目で作成するレポート及び「インターンシップ総括レポートⅡ」に基づいて、海外の教育または一般行政等に関する力量を確認し免除の可否を判断する。	ステップ2 1年次に履修する授業科目で作成するレポート及び「インターンシップ総括レポートⅢ」に基づいて、教育機関等に関する力量を確認し免除の可否を判断する。	ステップ2 1年次に履修する授業科目で作成するレポート及び「インターンシップ総括レポートⅣ」に基づいて、他自治体の教育または行政等に関する力量を確認し免除の可否を判断する。	ステップ2 1年次に履修する授業科目で作成するレポート及び「インターンシップ総括レポートⅤ」に基づいて、教育行政または一般行政、教育等に関する力量を確認し免除の可否を判断する。
レポート提出期限	ステップ1 ステップ2	1年次の年度当初 1年次の2月末			
提出先	教育政策リーダーコース長				
判定方法等	教育政策リーダーコース内で判定委員会を構成し、レポートの評価と口頭試問をもとに、判定する。				
判定基準等	1. 海外の教育または教育行政についての見識によって日本のそれを相対化し拡充できる教育政策リーダー力量が形成されていること。 2. 作成したレポートは、適切に自己能力を評価するものになっていること。				
審査結果の発表方法	学務課から学生へ通知する。				

## 学校教育コースの実習科目を免除するために大学が設定する課題等

実習科目名	学校教育基盤実習	学校教育開発・改善実習
履修年次	1・2年次	2年次
免除方法等	入学前の各自の学校現場における教育実践を振り返り、その活動に関するレポート及び実践活動実績に関する資料を提出させ、授業実践、または学級経営、生徒指導実践についての認識と理解の状況を確認し、実習免除の可否を判断する。	1年次に履修するリフレクション科目で作成したレポートフォリオに基づいて、1年間の学びをリフレクションするレポートを提出させ、リフレクションの力量を判断し、実習免除の可否を判断する。
レポート提出期限	1年次の6月末	1年次の2月末
提出先	コース実習担当教員	
判定方法等	学校教育コース内で判定委員会を構成し、学生の教職経験年数を加味して、レポート及び実践活動実績に関する資料の内容をもとに判定する。	学校教育コース内で判定委員会を構成し、リフレクション科目で作成したレポートフォリオに基づいたレポートの内容をもとに判定する。
判定基準等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学院実習で必要となる基本的な知識・技能を有しており、授業実践、または学級経営、生徒指導実践など学校教育全般にわたり必要となる指導力の基盤を身に付けていること。</li> <li>2. 学校における授業実践、または生徒指導実践の計画・運営・実施等に関する理解を有していること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学院実習で必要となる発展的な知識・技能を有しており、学校教育全般にわたり必要となる高い指導力が認められること。</li> <li>2. 教育実践を対象化し、リフレクションする力量を身に付けていること。</li> </ol>
審査結果の発表方法	学務課から学生へ通知する。	

## 第5 教育実習総合センター

### 教育実習総合センターの設置目的及び主な業務

教育実習総合センターは、学校教育に関わる今日的課題に即する実践的研究を推進し、学生に対し効果的な実践的教育を行うとともに、学校現場及び教育委員会等との連携・協働による教員養成のための基盤形成を図り、教員養成の高度化の推進しています。本センターは、総合研究棟2階にあります。

## 第 6 教育プログラム授業科目の履修方法等

### 1 理数系教員養成特別プログラム

理数系教員養成特別プログラム受講生に対する特別の授業科目として開設しています。同プログラム受講生がこの科目を履修し、試験等に合格した場合には単位が付与され、中学校及び高等学校教諭専修免許状（「数学」又は「理科」）申請のための単位に使用することができます。

授業科目名	単位数	必修・選択	授業の方法	備 考
中等数学内容論	2	選択	講義・演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理数系教員養成特別プログラム受講生のみ履修できます。</li> <li>・修了要件単位として認められません。</li> </ul>
中等数学授業研究	2	選択	講義・演習	
中等理科内容論	2	選択	講義・演習	
中等理科授業研究	2	選択	講義・演習	

### 2 コア・サイエンス・ティーチャー (CST) 養成プログラム

下記授業科目から所定の単位を修得の上、コア・サイエンス・ティーチャー (CST) 養成プログラム運営室が認定した演習やセミナー等に参加し、審査に合格した受講生には、「兵庫教育大学コア・サイエンス・ティーチャー (CST) 養成プログラム履修証書」を授与します。

授業科目名	単位数	必修・選択	授業の方法
理科教材開発実習 A	2	必修	演習
理科教材開発実習 B	2	必修	実験
理科実験開発実践演習 I	2	必修	演習
理科実験開発実践演習 II	2	必修	演習
理科実験実地演習	2	必修	演習
合 計	10		

### 3 研究力向上特別プログラム

よりアカデミックな研究手法や研究成果の発表スキル等に関心が高い学生を対象に、基本的な研究手法のための講義を履修し、学生の研究テーマに応じたアカデミック性の高い追加のゼミ指導を受けることで、独自の研究成果を上げ、学会発表を行うことを目指します。

授業科目名	単位数	必修・選択	授業の方法	備考
学校におけるデータの取り方と分析	1	選択	講義・演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校臨床科学コース以外の学生は、研究力向上特別プログラム受講生（学校教育コースの学生を除く）のみ履修できます。</li> <li>学校臨床科学コース以外の学生は、修了要件単位として認められません。</li> </ul>
学校臨床科学における質的研究	1	選択	講義・演習	
特別研究	4	必修	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究力向上特別プログラム受講生のみ履修できます。</li> <li>修了要件単位として認められません。</li> </ul>
合計	4～6			

## 第7 小学校教員養成特別コース（3年制コース）所属学生の 学部教職課程の履修等

### 1 学部教職課程の履修方法等

#### （1）学校教育学部で履修することが必要な授業科目について

- ①教員免許状を全く取得していない方 …別表A
- ②幼稚園・中学校・高等学校のいずれかの1種免許状を取得している方 …別表B  
（②は「平成12年度以降に大学へ入学された方」対象）
- ③養護教諭・栄養教諭（平成12年度以降の法律適用者の場合）のみの免許状を取得している方 …別表A（施行規則66条の6の科目を除く。）

#### 《別表Bにより単位を修得する場合の注意事項》

これは、教育職員免許法施行規則第2条、表の備考11を適用し、小学校以外の学校種の教員免許状取得の際に修得した単位を、小学校教員免許状の単位へ一部流用するものです。（※2種免許状の取得者は、「教育の基礎的理解に関する科目」の8単位中6単位のみ流用が可能です。）この流用が適用されるのは、

- ① 小学校以外の他の学校種の教員免許状を既に取得している場合
- ② 他の学校種と小学校教員免許状を同時に申請する場合

に限られます。従って、流用の基礎となる他の学校種の免許状が取得できない場合は、この流用の適用はありませんので、十分に注意してください。また、幼稚園・中学校・高等学校の教員免許状の所要資格を得ているが、まだ各都道府県の教育委員会へ教員免許状の申請をしていない方は、当該教員免許状の所要資格が得られているかを確認するためにも、できるだけ早期に教員免許状の申請をしてください。なお、免許状の申請（個人申請）は、原則として居住地の都道府県教育委員会で行うこととなっています。また、別表Bにより小学校教員免許状を取得しようとする方は、修了時に専修免許状の一括申請ができませんので、免許状の申請は修了後、個人申請することとなります。

旧教育職員免許法第5条別表第1備考9を適用して、中学校の「音楽」、「美術」、高等学校の「数学」、「理科」、「音楽」、「美術」、「工芸」、「書道」、「農業」、「工業」、「商業」、「水産」、「商船」の各教科の教員免許を取得した方、同法附則第11項を適用して高等学校「工業」の教員免許状を取得した方についても、流用できる教職の単位が一部のみになりますので、学務課で必ず指導を受けてください。

#### 《「平成11年度以前の法律で教員免許状を取得」した方及び「2種免許状」を取得している方へ》

平成11年度以前に大学へ入学して教員免許状を取得した方については、教員免許状を所持していても別表Bによらず、個別の履修指導が必要になりますので、教員免許状の所要資格を得た大学で教員免許申請用の「学力に関する証明書」（現行法へ読み替えたもの）の発行を申請し、履修登録締切日までに学務課で相談してください。また、2種免許状を取得している方は、流用できる単位数が少ないので、平成11年度以前の法律適用者と同様に学務課の窓口で相談してください。

## 《別表Aにより単位を修得する場合の教育職員免許法施行規則第66条の6の単位修得について》

教育職員免許法施行規則第66条の6で単位を修得することが必要とされている

- ・「日本国憲法」(2単位)
- ・「体育」(2単位)
- ・「外国語コミュニケーション」(2単位)
- ・「情報機器の操作」(2単位)

については、出身大学で通常教養科目等として開設されており、教職課程を受講していなくても、当該単位を修得している可能性があるため、教員免許申請用の「学力に関する証明書」を取り寄せて、学務課で確認してください。

## (参 考)

### 《教育職員免許法施行規則第2条の表備考11》

教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる(次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。)

### 《旧教育職員免許法第5条別表第1備考9》

中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数(専修免許状に係る単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

### 《旧教育職員免許法附則第11項》

第5条第1項別表第1の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

## (2) 実地教育(教育実習を含む。)について

教員として優れた資質を形成するためには、教育現場で実地に学習する、いわゆる教育実習が極めて重要です。そこで本学では、従来の教育実習に工夫を加え、「実地教育」体系としてその教育課程を整備しています。

小学校教員養成特別コース(3年制コース)についても、次のとおり段階を追って履修していきます。各実地教育の実施要領・実習指導資料等については、その実施に際して別途配付し、実習のオリエンテーションを大学・附属学校等で行います。

小学校教員養成特別コース（3年制コース）の学生が履修する実地教育は、次の4科目です。

- (1) 学校観察実習（実地教育Ⅰ） 1年次5月
  - (2) 小学校実習（実地教育Ⅳ） 2年次後期（9～10月の4週間）
  - (3) 教育情報メディア実習（実地教育Ⅴ） 2年次
  - (4) 初等実習リフレクション（実地教育Ⅵ） 2年次後期集中
- ※ 日程等詳細は授業時間表「実地教育年間予定表」を参照してください。

## 2 介護等体験

社会福祉施設等での介護等体験（5日間）が必要です。該当者（中学校の教員免許状を取得している者又は介護等体験免除適用資格（介護福祉士，社会福祉士，保健師，看護師，准看護師等）取得者を除く）は，1年次又は2年次の後期に必ず体験してください。大学の休業期間以外の時期に介護等体験を受ける場合は，授業は欠席扱いとなりますので，各自が履修している授業科目担当教員に欠席届を提出してください。（学部・大学院の定期試験期間は，体験希望期間から除外してください。）

なお，受入れにあたって徴収される必要経費は，学生個人の負担となります。

（介護等体験の申込み時期）

介護等体験を実施する年次の7月頃に申込（詳細は別途掲示等で通知）

## 3 学部教職課程履修手続

別表A・Bに沿って学部教職課程で履修する授業科目の履修登録をしてください。履修登録の方法は，大学院の授業科目の履修登録方法と同様ですので，教育支援システム（LiveCampus）により行い，毎年度期日までに履修登録をしてください。

## 4 学部教職課程履修上の注意事項

- ・学校教育学部で履修できる授業科目は，別表A・Bのとおりです。それ以外の学校教育学部の授業科目を履修することはできません。
- ・履修機会が1回しかない授業科目が大半ですので，履修する際には充分注意してください。
- ・学校観察実習（実地教育Ⅰ）の履修期間中（5日間）の大学院・学部の授業科目は欠席扱いとなりますので，各自が履修している授業科目担当教員に欠席届を提出してください。

【別表A】教員免許状を全く取得していない方

免許区分		授業科目	単位数	授業の方法	修得必要単位数	大学院生履修年次	※学部生履修年次	
施行規則第66条の6		暮らしのなかの憲法	2	講義	2	1	1	
		英語コミュニケーションⅠ	1	演習	1	1	1	
		英語コミュニケーションⅡ	1	演習	1	1	1	
		体育Ⅰ	1	実技	1	2	1	
		体育Ⅱ	1	実技	1	2	3	
		情報処理基礎演習	2	演習	2	1	大学院	
施行規則第3条第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	初等国語	1	講義	1	1	1	
		初等社会	1	講義	1	1	大学院	
		初等算数	1	講義	1	1	1	
		初等理科	1	講義	1	1	1	
		初等生活	1	講義	1	1	1	
		初等音楽	1	講演	1	1	1	
		初等図画工作	1	講演	1	1	1	
		初等家庭	1	講義	1	1	1	
		初等体育	1	講演	1	1	1	
		初等英語	1	講演	1	1	1	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	初等国語科教育法	2	講義	2	1	2	
		初等社会科教育法	2	講義	2	1	大学院	
		初等算数科教育法	2	講義	2	2	大学院	
		初等理科教育法	2	演習	2	1	大学院	
		初等生活科教育法	2	講義	2	1	大学院	
		初等音楽科教育法	2	講演	2	1	大学院	
		初等図画工作科教育法	2	講演	2	2	大学院	
		初等家庭科教育法	2	演習	2	1	2	
初等体育科教育法	2	講演	2	1	大学院			
初等英語科教育法	2	講演	2	1	2			
施行規則第3条第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論	2	講義	2	2	1
		教育史	2	講義	1		3	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職原論	2	講義	2	1	1
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	講義	2	1	3
			教育制度論	2	講義		1	3
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学	2	講義	2	1	2
			教育心理学	2	講義		2	1
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概説B	2	講義	2	1	3		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	講義	2	2	大学院		
施行規則第3条第4欄	道徳・総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	講義	2	1	大学院
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の理論と実践	2	講義	2	1	2
		特別活動の指導法	特別活動論	2	講義	2	1	大学院
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2	講義	2	2	大学院
			教育情報メディア実習(実地教育V)	1	実習	1	2	大学院
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(進路指導を含む。)	2	講義	2	1	3
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談論	2	講義	2	2	3		
3 施行規則第5条第1項	教育実習	学校観察実習(実地教育Ⅰ) ※事前	1	実習	1	1	1	
		小学校実習(実地教育Ⅳ)	4	実習	4	2	3	
		初等実習リフレクション(実地教育Ⅵ) ※事後	1	演習	1	2	大学院	
		教職実践演習	教職実践演習(幼・小・中・高)	2	演習	2	2	大学院
第63行 欄 第1項	大学が独自に設定する科目	同和教育と人権教育	2	講義	2	1	2	
修得必要単位数 合計					73			

※ 学部生履修年次欄に学年が記載してある授業科目は、学部生と一緒に授業を履修します。  
 学部科目の授業期間は学年によって異なりますので、学部授業暦で確認してください。  
 また、同欄に「大学院」と表記している科目は、大学院生のみでクラスを編成して開講する授業科目で、授業期間は大学院の授業暦と同様になります。

【別表B】幼稚園・中学校・高等学校のいずれかの1種免許状を取得している方  
 <平成12年度以降大学に入学された方>

免許法区分		授 業 科 目	単位数	授業の方法	修得必要単位数	大学院生履修年次	※学部生履修年次	
施行規則第3条第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	初等国語	1	講義	1	1	1
		初等社会	1	講義	1	1	大学院	
		初等算数	1	講義	1	1	1	
		初等理科	1	講義	1	1	1	
		初等生活	1	講義	1	1	1	
		初等音楽	1	講演	1	1	1	
		初等図画工作	1	講演	1	1	1	
		初等家庭	1	講義	1	1	1	
		初等体育	1	講演	1	1	1	
		初等英語	1	講演	1	1	1	
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	初等国語科教育法	2	講義	2	1	2
		初等社会科教育法	2	講義	2	1	大学院	
		初等算数科教育法	2	講義	2	2	大学院	
		初等理科教育法	2	演習	2	1	大学院	
		初等生活科教育法	2	講義	2	1	大学院	
		初等音楽科教育法	2	講演	2	1	大学院	
		初等図画工作科教育法	2	講演	2	2	大学院	
		初等家庭科教育法	2	演習	2	1	2	
		初等体育科教育法	2	講演	2	1	大学院	
初等英語科教育法	2	講演	2	1	2			
施行規則第3条第3欄	教育の基礎的科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概説B	2	講義	2	1	3
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	講義	2	2	大学院
施行規則第3条第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	講義	2	1	大学院
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の理論と実践	2	講義	2	1	2
		特別活動の指導法	特別活動論	2	講義	2	1	大学院
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2	講義	2	2	大学院
			教育情報メディア実習(実地教育V)	1	実習	1	2	大学院
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(進路指導を含む。)	2	講義	2	1	3
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談論	2	講義	2	2	3		
3 施行規則第5条第1欄	教育実践に関する科目	学校観察実習(実地教育I) ※事前	1	実習	1	1	1	
		小学校実習(実地教育IV)	4	実習	4	2	3	
		初等実習リフレクション(実地教育VI) ※事後	1	演習	1	2	大学院	
第63行 欄条規則	大学が独自に設定する科目	同和教育と人権教育	2	講義	2	1	2	
修得必要単位数 合計					55			

※ 学部生履修年次欄に学年が記載してある授業科目は、学部生と一緒に授業を履修します。  
 学部科目の授業期間は学年によって異なりますので、学部授業暦で確認してください。  
 また、同欄に「大学院」と表記している科目は、大学院生のみでクラスを編成して開講する授業科目で、授業期間は大学院の授業暦と同様になります。

## 第 8 教員免許状取得の所要資格

### 1 教員免許状取得の所要資格

本学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）においては，教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣の認定を受けており，免許状取得の資格が得られるよう授業科目を開設しています。

所定の単位を修得することによって取得できる免許状の所要資格は，次表のとおりです。（幼稚園教諭専修免許状に係る所要資格の取得については，所属するコースによって，他コース等で開講する授業科目の単位修得が必要です。）

なお，専修免許状の所要資格を得ようとする場合には，その免許状（中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状については，その免許教科）にかかる 1 種免許状を有することが必要です。

また，専修免許状への上進は各自で教育委員会へ申請していただきます。

コース	教員の免許状の種類（免許教科）
学校経営コース	
学校臨床科学コース	幼稚園教諭専修免許状
言語系教科マネジメントコース	小学校教諭専修免許状
社会系教科マネジメントコース	中学校教諭専修免許状 （国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）
理数系教科マネジメントコース	高等学校教諭専修免許状 （国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）
小学校教員養成特別コース	
グローバル化推進教育リーダーコース	
教育政策リーダーコース	
学校教育コース	

## 2 教員免許状の所要資格取得に必要な要件

教員免許状の所要資格取得に必要な要件は、次表のとおりです。教育実践高度化専攻で開設する授業科目のうち教員免許状の申請に対応している授業科目は、すべて教科及び教職に関する科目となっています。

免許状の種類	基礎資格	最低修得 単位数	免許法施行規則 に定める科目の 区分
幼稚園教諭 専修免許状	修士の学位及び幼稚園教諭1種免許状を有すること。	24	教科及び教職に関する科目
小学校教諭 専修免許状	修士の学位及び小学校教諭1種免許状を有すること。	24	教科及び教職に関する科目
中学校教諭 専修免許状	修士の学位及び中学校教諭1種免許状を有すること。	24	教科及び教職に関する科目
高等学校教諭 専修免許状	修士の学位及び高等学校教諭1種免許状を有すること。	24	教科及び教職に関する科目

- 小学校教員養成特別コースの学生が小学校教諭1種免許状の所要資格を得るための履修方法については、本冊子「第7 小学校教員養成特別コース（3年制コース）所属学生の学部教職課程の履修等」を参照してください。

### 3 各専修免許状に対応する授業科目

各専修免許状（中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状については、その免許教科）に対応する授業科目は、次表のとおりです。

※外国人留学生（国際貢献型B型）対象の実習科目、外国人留学生専門科目及び研究力向上特別プログラム開設科目は、教員免許状の申請には使用できません。

#### 【共通基礎科目】

■学校経営コース、学校臨床科学コース、言語系教科マネジメントコース、社会系教科マネジメントコース、理数系教科マネジメントコース、小学校教員養成特別コース、グローバル化推進教育リーダーコース、学校教育コース

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
共通基礎科目	特色あるカリキュラムづくりの理論と実際	2	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
	教育課程の制度的特質と課題	2	○	○	※1	※2	
	実践的な指導方法に関する理論と実際	1	○	○	※1	※2	
	授業における評価の基準作成理論と学力評価法	2	○	○	※1	※2	
	初等国語科教材研究・授業づくり	1	○	○			
	初等英語教材研究・授業づくり	1		○			
	初等社会科教材研究・授業づくり	1		○			
	初等算数科教材研究・授業づくり	1	○	○			
	初等理科教材研究・授業づくり	1		○			
	初等音楽科教材研究・授業づくり	1	○	○			
	初等図画工作科教材研究・授業づくり	1	○	○			
	初等体育科教材研究・授業づくり	1	○	○			
	初等家庭科教材研究・授業づくり	1		○			
	初等生活科教材研究・授業づくり	1	○	○			

科目区分	授業科目名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
共通基礎科目	包括的児童生徒支援に関する事例研究	2	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
	学校における道徳教育の実践研究	1	○	○	※1	※2	
	教員のための学校組織マネジメントの実践演習	1	○	○	※1	※2	
	児童生徒を活かす学級経営の実践演習	1	○	○	※1	※2	
	教員の社会的役割と自己啓発	1	○	○	※1	※2	
	教員のための人権教育の理論と方法	1	○	○	※1	※2	
	学校における特別支援教育への対応と方法	2	○	○	※1	※2	
	授業におけるICT活用	2	○	○	※1	※2	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）の申請に使用できる科目を表す。

【専門科目（自コース及び教育実践研究科目）・実習科目】

■学校経営コース

科目区分	授業科目名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目 (自コース)	教育行財政の制度と運用	2	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
	教育施策の立案と評価	2	○	○	※1	※2	
	教育法規の理論と実務演習	2	○	○	※1	※2	
	学校組織マネジメントと学校評価	2	○	○	※1	※2	
	教職員職能開発と研修プログラムの開発	2	○	○	※1	※2	
	開かれた学校づくりの事例と実践演習	2	○	○	※1	※2	
	カリキュラムの開発と学校の特色づくり	2	○	○	※1	※2	
	学校危機管理の理論と事例演習	2	○	○	※1	※2	
専門科目 (教育実践研究科目)	学校経営・教育行財政実践課題研究Ⅰ（教育調査法）	2	○	○	※1	※2	
	学校経営・教育行財政実践課題研究Ⅱ（先進事例研究）	2	○	○	※1	※2	
	学校経営・教育行財政実践課題研究Ⅲ（改善プランの開発）	2	○	○	※1	※2	
実習科目	学校経営専門職インターンシップ	10	○	○	※1	※2	
	教育行政専門職インターンシップ	10	○	○	※1	※2	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）の申請に使用できる科目を表す。

■学校臨床科学コース

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目 (自コース)	学習指導と授業デザイン	2	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
	授業研究の理論と実践	2	○	○	※1	※2	
	道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2	/	○	※1	※2	
	教育相談の理論と技能開発	2	○	○	※1	※2	
	円滑な学級経営のための力量形成	1	○	○	※1	※2	
	社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1	○	○	※1	※2	
	特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2	○	○	※1	※2	
	学校カリキュラムのデザインと評価	2	○	○	※1	※2	
	教師発達とメンタリング	2	○	○	※1	※2	
	総合学習の理論構築と実践力形成	2	/	○	※1	※2	
	生徒指導とキャリア教育	2	/	○	※1	※2	
	学校臨床科学における質的研究	1	○	○	※1	※2	
	学校におけるデータの取り方と分析	1	○	○	※1	※2	
実践 研究科目 (教育)	学校臨床科学における実践研究Ⅰ	4	○	○	※1	※2	
	学校臨床科学における実践研究Ⅱ	4	○	○	※1	※2	
実習 科目	学校臨床科学基盤実習	4	○	○	※1	※2	
	学校臨床科学開発・改善実習	6	○	○	※1	※2	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）の申請に使用できる科目を表す。

■言語系教科マネジメントコース

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目 (自コース)	国語科授業実践研究	2	/	○	○ (国語)	○ (国語)	教科及び教職に関する科目
	国語科授業と文学表現	2	○	○	○ (国語)	○ (国語)	
	国語科授業と言語文化	2	○	○	○ (国語)	○ (国語)	
	言語の仕組みと言語教育	2	/	○	○ (国語)	○ (国語)	
	外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2	/	○	○ (国語)	○ (国語)	
	国語科カリキュラム研究	2	/	○	○ (国語)	○ (国語)	
	英語科授業の実践研究	2	/	○	○ (英語)	○ (英語)	
	英語科授業と言語表現1 (文学作品における英語表現と多様な文化)	2	/	○	○ (英語)	○ (英語)	
	英語科授業と言語表現2 (音声言語の仕組みと英文法)	2	/	○	○ (英語)	○ (英語)	
	第二言語習得と外国語学習	2	/	○	○ (英語)	○ (英語)	
	小学校英語科授業の研究	2	/	○	○ (英語)	○ (英語)	
実践研究科目(教育)	言語系教科教育実践研究	8	/	○	○ (国語, 英語)	○ (国語, 英語)	
実習科目	学校教育基盤実習	4	/	○	※1	※2	
	教科指導力向上実習	6	/	○	※1	※2	

※1は、中学校教諭専修免許状(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教)の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 農業, 工業, 商業, 水産, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教, 情報, 福祉)の申請に使用できる科目を表す。

■社会系教科マネジメントコース

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目 (自コース)	現代社会の課題とその教材化	2	/	○	○ (社会)	○ (地歴, 公民)	教科及び教職に関する科目
	社会系教科の授業デザインの理論と方法 (1)	2	/	○	○ (社会)	○ (地歴)	
	社会系教科の授業デザインの理論と方法 (2)	2	/	○	○ (社会)	○ (地歴)	
	社会系教科の授業デザインの理論と方法 (3)	2	/	○	○ (社会)	○ (公民)	
	社会系教科におけるカリキュラムの変遷とマネジメントの実際	2	/	○	○ (社会)	○ (地歴, 公民)	
	社会系教科の授業研究	2	/	○	○ (社会)	○ (地歴, 公民)	
専門研究科目 (教育)	社会系教科教育実践研究	8	/	○	○ (社会)	○ (地歴, 公民)	
実習科目	学校教育基盤実習	4	/	○	※1	※2	
	教科指導力向上実習	6	/	○	※1	※2	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）の申請に使用できる科目を表す。

■理数系教科マネジメントコース

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目 (自コース)	数学教材の背景と応用	2	○	○	○ (数学)	○ (数学)	教科及び教職に関する科目
	数学的リテラシーと算数・数学的活動	2	/	○	○ (数学)	○ (数学)	
	「数と式」領域の探究的学習教材	2	○	○	○ (数学)	○ (数学)	
	「図形」領域の探究的学習教材	2	○	○	○ (数学)	○ (数学)	
	中等数学科教材研究	2	/	/	○ (数学)	○ (数学)	
	算数・数学教育の理論と実践	2	○	○	○ (数学)	○ (数学)	
	算数・数学科の授業づくりと評価	2	○	○	○ (数学)	○ (数学)	
	理科実験開発実践演習Ⅰ	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科実験開発実践演習Ⅱ	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科実験実地演習	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科授業の理論と実践 (エネルギー)	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科授業の理論と実践 (粒子)	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科授業の理論と実践 (生命)	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科授業の理論と実践 (地球)	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科教材開発実習A	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科教材開発実習B	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	野外調査実習	1	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
実践研究科目(教育)	理数系教科教育実践研究	8	/	○	○ (数学, 理科)	○ (数学, 理科)	

科目区分	授業科目名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
実習科目	学校教育基盤実習	4	/	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
	教科指導力向上実習	6	/	○	※1	※2	
理数系教員養成特別プログラム開設科目	中等数学内容論	2	/	/	○ (数学)	○ (数学)	
	中等数学授業研究	2	/	/	○ (数学)	○ (数学)	
	中等理科内容論	2	/	/	○ (理科)	○ (理科)	
	中等理科授業研究	2	/	/	○ (理科)	○ (理科)	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教、情報、福祉）の申請に使用できる科目を表す。

■ 小学校教員養成特別コース（3年制コース・2年制コース）

科目区分	授 業 科 目 名	単 位 数	申請に使用できる免許状の種類				免許 法 上 区 分
			幼 専 修	小 専 修	中 専 修 (免 許 教 科)	高 専 修 (免 許 教 科)	
専 門 科 目 (自 コ ー ス)	学級づくりと教育的関係の構築	2	○	○	※1	※2	教 科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目
	特別活動指導と自治的文化的活動の展開	2	○	○	※1	※2	
	障害のある児童への指導と支援方法	2	○	○	※1	※2	
	教科の授業づくりと授業分析・評価	2	○	○	※1	※2	
	総合学習の創造過程と評価法	2	○	○	※1	※2	
	授業における実践的評価論	2	/	○	※1	※2	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅰ（国語科）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅰ（音楽科）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅱ（算数科）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅱ（図工科）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅲ（社会科）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅲ（家庭科）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅳ（理科）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅳ（体育科）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅴ（生活科・総合学習）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅵ（小学校英語）	1	/	○	/	/	
	教科・領域の内容・指導法研究Ⅵ（特別の教科道徳）	1	/	○	/	/	
	教育実地基礎研究Ⅰ（レポート作成法の研究）	2	○	○	※1	※2	
教育実地基礎研究Ⅱ（教育実践研究法の研究）	2	○	○	※1	※2		
専 門 科 目 (教 育 実 践 研 究 科 目)	教育実践研究（アクション・リサーチ）	4	○	○	※1	※2	
実 習 科 目	実地研究Ⅰ（基本実習）	4	○	○	※1	/	
	実地研究Ⅱ（発展実習）	6	○	○	※1	/	
	学校教育基盤実習	4	/	○	※1	※2	
	小学校指導力向上実習	6	/	○	※1	/	
	実地研究リフレクションセミナー	2	○	○	※1	/	
	インターンシップ	2	○	○	※1	/	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教、情報、福祉）の申請に使用できる科目を表す。

## ■グローバル化推進教育リーダーコース

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分 教科及び教職に関する科目
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目 (自コース)	国際理解教育	2	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
	世界の教育	2	○	○	※1	※2	
	国際教育協力	2	○	○	※1	※2	
	フィールドワーク・プレ演習	2	/	/	/	/	
	実用外国語演習	2	/	/	/	/	
	英語を活用した授業研究	2	/	/	/	/	
	英語を活用した論理的思考	2	/	/	/	/	
	外国語による表現法	2	/	/	/	/	
	グローバル・フィールドワークⅠ(海外)	2	/	/	/	/	
	グローバル・フィールドワークⅡ(国内)	2	/	/	/	/	
実践研究科目(教育)	グローバル教育実践課題研究	4	/	/	/	/	
実習科目	学校教育基盤実習	4	/	○	※1	※2	
	グローバル教育実践実習	4	/	/	/	/	
	グローバル教育開発実習	2	/	/	/	/	

※1は、中学校教諭専修免許状(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教)の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 農業, 工業, 商業, 水産, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教, 情報, 福祉)の申請に使用できる科目を表す。

【専門科目（リフレクション科目）・実習科目】

■学校教育コース

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目 (リフレクション科目)	教育実践リフレクション	4	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
実習科目	学校教育基盤実習	4	/	○	※1	※2	
	学校教育開発・改善実習	6	/	○	※1	※2	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）の申請に使用できる科目を表す。

【専門科目（他コース）】

科目区分	開設コース	授業科目名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
				幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目（他コース）	学校経営コース	カリキュラムの開発と学校の特徴づくり	2	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
		開かれた学校づくりとカリキュラム・マネジメント	2	○	○	※1	※2	
		教職員職能開発と研修プログラムの開発	2	○	○	※1	※2	
	学校臨床科学コース	総合学習の理論構築と実践力形成	2	/	○	※1	※2	
		特別活動・地域教育活動プログラムの開発	2	○	○	※1	※2	
		総合的な学習と特別活動のデザイン	2	○	○	※1	※2	
		道徳教育及び道徳授業の理論と実際	2	/	○	※1	※2	
		生徒指導とキャリア教育	2	/	○	※1	※2	
		円滑な学級経営のための力量形成	1	○	○	※1	※2	
		社会心理学に基づく学級経営の実践開発	1	○	○	※1	※2	
	言語系教科マネジメントコース	言語の仕組みと言語教育	2	/	○	○ (国語)	○ (国語)	
		外国人児童生徒の指導と多文化共生教育	2	/	○	○ (国語)	○ (国語)	
		第二言語習得と外国語学習	2	/	○	○ (英語)	○ (英語)	
	社会系教科マネジメントコース	社会系教科の授業デザインの理論と方法(1)	2	/	○	○ (社会)	○ (地歴)	
		社会系教科の授業デザインの理論と方法(2)	2	/	○	○ (社会)	○ (地歴)	
		社会系教科の授業デザインの理論と方法(3)	2	/	○	○ (社会)	○ (公民)	

科目区分	開設コース	授 業 科 目 名	単 位 数	申請に使用できる免許状の種類				免 許 法 上 区 分
				幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目（他コース）	社会系教科 マネジメントコース	社会系教科の授業デザインの理論と方法 (4)	2	/	○	○ (社会)	○ (地歴)	
		社会系教科の授業デザインの理論と方法 (5)	2	/	○	○ (社会)	○ (公民)	
	理数系教科 マネジメントコース	算数・数学科の授業づくりと評価	2	○	○	○ (数学)	○ (数学)	
		数学的リテラシーと算数・数学的活動	2	/	○	○ (数学)	○ (数学)	
		算数・数学教育の理論と実践	2	○	○	○ (数学)	○ (数学)	
		理科授業の理論と実践（エネルギー）	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
		理科授業の理論と実践（粒子）	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
		理科授業の理論と実践（生命）	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
		理科授業の理論と実践（地球）	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
		理科授業の理論と実践（エネルギー・粒子）	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)	
	理科授業の理論と実践（生命・地球）	2	/	○	○ (理科)	○ (理科)		
	小学校教員 養成特別 コース	授業における実践的評価論	2	/	○	※1	※2	
		学級づくりと教育的関係の構築	2	○	○	※1	※2	
		障害のある児童への指導と支援方法	2	○	○	※1	※2	
	グローバル 化推進教育 リーダー コース	国際理解教育	2	○	○	※1	※2	
		世界の教育	2	○	○	※1	※2	

教科及び教職に関する科目

※1は、中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）の申請に使用できる科目を表す。

【共通基礎科目】

■教育政策リーダーコース

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
共通基礎科目	カリキュラム・マネジメント	2	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
	多様な授業方式・形態とその支援体制	2	○	○	※1	※2	
	生徒指導の学校体制と教育委員会の危機管理	2	○	○	※1	※2	
	特別支援教育の実際と改善課題	2	○	○	※1	※2	
	地域教育経営と教育委員会の学校経営改善施策	2	○	○	※1	※2	
	現代教育の理念と背景	2	○	○	※1	※2	
	地域と学校	2	○	○	※1	※2	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）の申請に使用できる科目を表す。

【専門科目（自コース及び教育実践研究科目）・実習科目】

■教育政策リーダーコース

科目区分	授業科目名	単位数	申請に使用できる免許状の種類				免許法上区分
			幼専修	小専修	中専修 (免許教科)	高専修 (免許教科)	
専門科目 (自コース)	教育行政マネジメント特論演習Ⅰ（情報収集・分析・構想）	2	○	○	※1	※2	教科及び教職に関する科目
	教育行政マネジメント特論演習Ⅱ（企画・実行・判断）	2	○	○	※1	※2	
	教育行政リーダーシップ特論演習Ⅰ（組織人事）	2	○	○	※1	※2	
	教育行政リーダーシップ特論演習Ⅱ（理念浸透）	2	○	○	※1	※2	
	教育政策実践論	2	○	○	※1	※2	
	教育行財政の立案と分析	2	○	○	※1	※2	
	地方自治体行政論	2	○	○	※1	※2	
	教育法規の理論と実践	2	○	○	※1	※2	
	生涯学習特論	2	○	○	※1	※2	
	学校論	2	△	○	※1	※2	
比較教育政策論	2	○	○	※1	※2		
専門科目 (教育実践研究科目)	教育政策課題研究	8	○	○	※1	※2	
実習科目	教育政策トップリーダーインターンシップⅠ (海外教育行政機関)	2	○	○	※1	※2	
	教育政策トップリーダーインターンシップⅡ (自自治体行政機関)	2	○	○	※1	※2	
	教育政策トップリーダーインターンシップⅢ (自自治体教育機関)	2	○	○	※1	※2	
	教育政策トップリーダーインターンシップⅣ (他自治体)	4	○	○	※1	※2	
	教育政策トップリーダーインターンシップⅤ (自自治体等発展)	2	○	○	※1	※2	

※1は、中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）の申請に使用できる科目を表す。

※2は、高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，農業，工業，商業，水産，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教，情報，福祉）の申請に使用できる科目を表す。

#### 4 教育職員検定制度を活用した場合の各教員免許状を取得するための最低修得単位数の逓減措置について

##### (1) 専修免許状を取得する場合

教育職員免許法（以下「免許法」という。）第6条別表第3，第6又は第7の定めるところにより，1種免許状を取得後，当該免許状を有する学校の教員等として3年以上の在職年数がある場合は，15単位を大学院で修得することによって当該1種免許状に対応する専修免許状の所要資格を得ることができます。

本表の適用を受ける場合には，各都道府県教育委員会で単位の修得方法が定められていますので，あらかじめ免許状申請予定の都道府県教育委員会に照会し，確認してください。

##### (2) 特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の各普通免許状取得後，3年以上の教職経験を有する場合（修了後に教職経験要件を満たす場合も含む）は，特別支援教育専攻で開設する専門科目を修得することで特別支援学校教諭2種免許状が取得できます。

この場合の修得方法は，各都道府県の教育委員会で定められていますので，あらかじめ免許状申請予定の都道府県教育委員会に照会し，確認してください。

※参考 兵庫県で特別支援学校教諭2種免許状（知的障害者）を取得する場合の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位数	中心となる領域	含む領域	必要単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目 (第1欄)		特別支援教育研究	2	知的障害者	病弱者 肢体不自由者	2
		特別支援教育史	2			
特別支援教育領域に関する科目 (第2欄)	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	障害児病理	2	知的障害者	病弱者 肢体不自由者	2
		障害児心理学研究	2	知的障害者		
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児教育基礎技能	2	知的障害者	視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由者 病弱者	2
		特別支援教育課程論	2	知的障害者		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (第3欄)	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	コーディネート概論	2	重複・LD等領域	視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由者 病弱者	2
		特別支援教育総論	2	知的障害者		2
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
計						10

## 5 2種免許状所持者が1種免許状を取得する場合の所要資格

2種免許状を1種免許状にするためには、免許法第5条別表第1又は第6条別表第3に定める方法により、それぞれの所要資格を満たすことができます。

各表による不足単位数は、本学学校教育学部の授業科目を「科目等履修生」として履修することにより修得することができます（修学指導教員が専門職学位課程の教育研究に支障がないと認めた場合に限られます）。

### (1) 免許法第5条別表第1の表の適用を受ける場合

同表の第3欄（大学において修得することを必要とする最低単位数）の1種免許状の最低単位数と2種免許状の最低単位数を差し引いた単位数を修得することにより、1種免許状の所要資格を得ることができます。

なお、事前に申請する教育委員会に照会し、確認してください。

### (2) 免許法第6条別表第3（免許法施行規則第11条の表の備考第3号）の表の適用を受ける場合

大学に3年以上在学し93単位以上修得した者、又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し93単位以上修得した者は、教育職員検定制度を活用して2種免許状を1種免許状にすることができます。

上記の方で在職年数が3年以上ある場合は、次表の単位数を修得することにより1種免許状の所要資格を得ることができます。

なお、本表の適用を受ける場合には、各都道府県教育委員会において単位の修得方法が定められていますので、あらかじめ免許状申請予定の都道府県教育委員会に照会し、確認してください。

在 職 年 数	3 年	4 年	5 年	6 年 以上
最低修得単位数	2 5	2 0	1 5	1 0

## 6 他の教科について免許状を取得する場合

「免許法第6条別表第4」を参照してください。

なお、別表第4に規定する「教科及び教職に関する科目」の単位の修得方法は、下表のとおりです。

受けようとする 免許状の種類		最低修得単位数	
		教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導法 に関する科目
中学校教諭	1種免許状	2 0	8
	2種免許状	1 0	3
高等学校教諭	1種免許状	2 0	4

## 7 教職経験者が隣接校種の免許状を取得する場合

普通免許状を取得後，3年以上の教職経験があれば，修得単位数を軽減して，隣接校種（例：小学校であれば幼稚園又は中学校）の普通免許状を取得することができます。「免許法第6条別表第8」を参照してください。

なお，本表の適用を受ける場合は，各都道府県教育委員会において単位の修得方法が定められていますので，あらかじめ免許状申請予定の都道府県教育委員会に照会し，確認してください。

## 第9 教員免許状以外の資格等

### 「認定カウンセラー」受験資格について (学校臨床科学コースのみ)

この資格は，日本カウンセリング学会が，日本カウンセリング学会に所属し，カウンセリングについての一定の学識と技能を有する会員に対して「日本カウンセリング学会認定カウンセラー」の名称を付与するものです。

学校臨床科学コースは「認定カウンセラー資格認定大学院」の認定を受けており，学会入会后1年以上経過し，所定の指導を受け，学会が実施する資格認定試験（面接試験）に合格した場合，修了を条件として認定証を得ることができます。

※詳細は，日本カウンセリング学会ホームページ

<https://www.jacs1967.jp/>をご覧ください。

## 第10 学内諸規則・関係法令

- 1 国立大学法人兵庫教育大学学則
- 2 兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程
- 3 兵庫教育大学学位規則
- 4 兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における修学指導体制に関する規則
- 5 兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教育実践研究報告書の評価について
- 6 兵庫教育大学学校教育学部及び大学院学校教育研究科における成績評価について
- 7 成績評価の異議申立てに関する申合せ
- 8 兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要領
- 9 兵庫教育大学大学院学校教育研究科再入学に関する取扱規程
- 10 兵庫教育大学学則第84条第1号に規定する者に係る除籍日及び授業料未納者の休学等の取扱いに関する規程
- 11 専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する申合せ
- 12 専門職学位課程における実習科目の単位修得免除に関する取扱いについて
- 13 教育職員免許法（抄）
- 14 教育職員免許法施行規則（抄）
- 15 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律
- 16 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

目次

第 1 章 総則

- 第 1 節 目的(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 節 組織(第 4 条—第 15 条)
- 第 3 節 役員・職員組織(第 16 条—第 19 条)
- 第 4 節 運営組織(第 20 条—第 25 条)
- 第 5 節 学年, 学期及び休業日(第 26 条—第 28 条)

第 2 章 学部

- 第 1 節 目的(第 29 条)
- 第 2 節 入学定員(第 30 条)
- 第 3 節 入学(第 31 条—第 36 条)
- 第 4 節 修業年限及び教育課程(第 37 条—第 45 条)
- 第 5 節 卒業要件及び学位等(第 46 条—第 49 条)
- 第 6 節 転入学及び再入学(第 50 条—第 53 条)
- 第 7 節 在学年限(第 54 条)

第 3 章 大学院

- 第 1 節 目的(第 55 条)
- 第 2 節 入学定員(第 56 条)
- 第 3 節 入学(第 57 条—第 59 条)
- 第 4 節 標準修業年限及び教育課程(第 60 条—第 67 条)
- 第 5 節 修了要件及び学位等(第 68 条—第 71 条)
- 第 6 節 転入学及び再入学(第 72 条—第 75 条)
- 第 7 節 在学年限(第 76 条)

第 4 章 休学, 転学, 留学及び退学等

- 第 1 節 休学及び復学(第 77 条—第 80 条)
- 第 2 節 転学, 留学及び退学(第 81 条—第 83 条)
- 第 3 節 除籍(第 84 条)

第 5 章 検定料, 入学料及び授業料等(第 85 条—第 90 条)

第 6 章 科目等履修生及び外国人留学生等(第 91 条—第 96 条)

第 7 章 賞罰(第 97 条・第 98 条)

第 8 章 公開講座等(第 99 条)

第 9 章 学生居住施設(第 100 条)

附則

## 第1章 総則

### 第1節 目的

(設置及び目的)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学(以下「法人」という。)は、兵庫教育大学(以下「本学」という。)を設置する。

2 法人は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 法人は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び責務を達成するため、法人における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 法人は、前項の点検及び評価に加えて、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第2項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 法人は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

### 第2節 組織

(学部)

第4条 本学に、学校教育学部を置く。

2 前項の学校教育学部は、学校教育教員養成課程を置く。

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 前項の大学院に、次の研究科及び課程を置く。

学校教育研究科 修士課程及び専門職学位課程

連合学校教育学研究科 博士課程

3 前項の専門職学位課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし、その課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する教職大学院とする。

4 連合学校教育学研究科の博士課程は、後期3年だけの博士課程とする。

5 連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、本学、岡山大学及び鳴門教育大学が協力するものとする。

(附属図書館)

第6条 本学に、附属図書館を置く。

第6条の2 削除

(学内教育研究施設)

第7条 本学に、教員養成・研修高度化センター及び発達心理臨床研究センターを置く。

(学内共同利用施設)

第8条 本学に、情報処理センターを置く。

(附属学校)

第9条 本学に附属して次の学校を置く。

幼稚園

小学校

中学校

第10条 削除

(事務局)

第11条 法人に、事務局を置く。

(保健管理センター)

第12条 本学に、保健管理センターを置く。

(グローバル教育センター)

第12条の2 本学に、グローバル教育センターを置く。

第13条 削除

(教育研究組織)

第14条 本学に、教育研究組織として修士課程及び専門職学位課程に専攻を置く。

2 前項に規定するもののほか、学校教育学部の教育組織及び連合学校教育学研究科の教育研究組織については、別に定める。

(附属図書館等の必要事項)

第15条 第6条から前条までに規定する附属図書館等について必要な事項は、別に定める。

### 第3節 役員・職員組織

(役員等)

第16条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 法人に、副学長を置くことができる。

3 第1項に規定する理事及び次条に規定する職員のうち学長が必要と認める者は、副学長と称することができる。

(職員)

第17条 法人に、教育職員、事務職員その他必要な職員を置く。

2 職員について必要な事項は、別に定める。

(各組織等の長)

第18条 本学に、附属図書館長、教員養成・研修高度化センター長、発達心理臨床研究センター長、情報処理センター長、附属学校長(附属幼稚園にあつては、園長とする。)、保健管理センター所長及びグローバル教育センター長を置く。

2 本学に、専攻長を置く。

3 前2項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

第19条 第5条第2項に規定する各研究科ごとに、研究科長を置く。

2 前項に規定する学校教育研究科長は、学長が当たる。

3 第1項に規定する連合学校教育学研究科長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

### 第4節 運営組織

(役員会)

第20条 法人に、法人の運営に関する別に定める事項について審議し議決するため、役員会を置く。

2 前項の役員会について必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第21条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 前項の経営協議会について必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第22条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 前項の教育研究評議会について必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第23条 法人に、学長候補者の選考等を行うため、学長選考会議を置く。

2 前項の学長選考会議について必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第24条 本学学部の研究に関して別に定める事項を審議するため、学校教育学部教授会(以下「学部教授会」という。)を置く。

2 本学大学院修士課程及び専門職学位課程の研究に関して別に定める事項を審議するため、又は本学大学院博士課程の研究に関して別に定める事項を審議するため、各研究科ごとに研究科教授会を置く。

3 前2項の教授会について必要な事項は、別に定める。

第25条 削除

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日 10月1日

(4) 春期休業 3月17日から4月5日まで

(5) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2章 学部

第1節 目的

(目的)

第29条 学校教育学部は、広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた教員を養成することを目的とする。

## 第2節 入学定員

### (入学定員)

第30条 本学学校教育学部の入学生定員は、160人とし、収容定員は、640人とする。

## 第3節 入学

### (入学資格)

第31条 学校教育学部に入学生することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

### (入学時期)

第32条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、前条第3号から第5号までに規定する者及び第50条又は第51条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

### (入学の出願)

第33条 本学に入学を志願する者は、入学願書その他の書類に検定料を添えて願出しなければならない。

### (入学者の選抜)

第34条 前条の規定により入学を志願した者については、学力検査その他の方法によって選抜を行う。

### (入学手続、入学許可)

第35条 前条の入学者選抜に合格した者は、入学手続をとらなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

### (出願手続等の詳細)

第36条 前3条に規定するもののほか、出願手続、入学者の選抜及び入学手続について必要な事項は、別に定める。

## 第4節 修業年限及び教育課程

### (修業年限)

第37条 学校教育学部の修業年限は、4年とする。

### (教育課程の編成方針)

第37条の2 学校教育学部においては、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第 38 条 学校教育学部は、授業科目の授業及び卒業論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 学校教育学部において開設する授業科目、単位数、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 39 条 学校教育学部の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 学校教育学部において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学校教育学部においては、第 1 項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 39 条の 2 学校教育学部においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学校教育学部においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 39 条の 3 学校教育学部においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第 40 条 各授業科目等の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 前各号の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、講義及び演習にあつては 15 時間から 30 時間まで、実験、実習及び実技にあつては 30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 41 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績評価)

第 42 条 授業科目の試験の評価は、S、A、B、C 及び F の 5 種の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、F を不合格とする。

(他の大学又は短期大学における履修)

第43条 教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協定に基づき、学生に他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により他大学等において修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、卒業の要件となる単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第45条 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位(大学等の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、卒業の要件となる単位として本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が本学に入学する前に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

3 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、卒業の要件となる単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第50条に規定する転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条第2項及び第44条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### 第5節 卒業要件及び学位等

(卒業要件)

第46条 卒業要件は、学校教育学部で4年以上在学し、所定の128単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第39条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業認定等)

第47条 前条に規定するもののほか、卒業の認定について必要な事項は、別に定める。

(学位)

第48条 学校教育学部を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

2 前項の学位の授与について必要な事項は、別に定める。

(取得資格)

第49条 学校教育学部において取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、次のとおりとする。

教員の免許状の種類	教員の免許状の教科
幼稚園教諭1種免許状	
小学校教諭1種免許状	
中学校教諭1種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭又は英語
高等学校教諭1種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭又は英語

2 前項に規定する教員の免許状の取得の所要資格に係る授業科目の履修及び単位の修得その他必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 転入学及び再入学

(転入学)

第50条 他の大学に現に在学する者で、転入学を志願する者があるときは、選抜の上、転入学を許可することができる。

(再入学)

第51条 第83条の規定により、大学を中途において退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選抜の上、再入学を許可することができる。

(転入学、再入学手続等)

第52条 第33条から第36条までの規定は、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転入学、再入学者の修業年限等)

第53条 第50条又は第51条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、修得した単位の取扱い及び修業年限は、別に定める。

#### 第7節 在学年限

(在学年限)

第54条 学校教育学部の学生は、6年を超えて在学することができない。

2 第50条又は第51条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の在学することができる年限は、別に定める。

### 第3章 大学院

#### 第1節 目的

(目的)

第55条 本学修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

2 本学専門職学位課程は、高度の専門性が求められる教職を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、学校現場における実践力や応用力などの資質能力を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成することを目的とする。

3 本学博士課程は、学校教育の実践に関わる諸科学について、研究者として自立して研究活動を行い、又は実践を踏まえた高度な研究指導能力を有する教育専門職に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、学校教育の発展に寄与することを目的とする。

#### 第2節 入学定員

(専攻及び入学定員)

第56条 研究科に置く専攻並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとし、学校教育研究科の収容定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てる。

研究科・課程	専攻	入学定員	収容定員
学校教育研究科・修士課程	※人間発達教育専攻	115人	230人
	特別支援教育専攻	30人	60人
	計	145人	290人
学校教育研究科・専門職学位課程	※○教育実践高度化専攻	155人	340人
	計	155人	340人

連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	12人	36人
	先端課題実践開発専攻	6人	18人
	教科教育実践学専攻	18人	54人
	計	36人	108人
合計		336人	738人

備考 1 ※印を冠するものは、入学定員の一部について昼夜開講により教育を行う課程である。

2 ○印を冠するものには、第60条第2項に規定する標準修業年限を3年とする専攻のコースを含む。

### 第3節 入学

#### (入学資格)

第57条 修士課程及び専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設置された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同  
等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学時期)

第58条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、前条第1項第3号から第5号までに規定する者及び第72条又は第73条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学出願、入学手続等)

第59条 大学院の入学の出願、入学者の選抜及び入学手続等については、第33条から第36条までの規定を準用する。ただし、別に定めるところにより、博士課程においては、検定料を徴収しないことができる。

#### 第4節 標準修業年限及び教育課程

(標準修業年限)

第60条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、第67条の規定により長期にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)の修業年限は3年とする。

2 専門職学位課程に、教育上の必要により修業年限が2年を超える専攻のコース(以下「長期在学のコース」という。)を置き、その標準修業年限は、前項本文の規定にかかわらず3年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(教育課程の編成方針)

第60条の2 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職学位課程においては、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第61条 大学院(専門職学位課程を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

3 大学院において開設する授業科目、単位数、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

4 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業の方法)

第62条 大学院の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 大学院においては、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第62条の2 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 専門職学位課程においては、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 3 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

- 4 専門職学位課程においては、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第62条の3 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 専門職学位課程においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法、単位の授与等)

第63条 大学院の各授業科目の単位の基準、単位の授与及び成績評価については、第40条から第42条までの規定を準用する。

(履修科目の登録の上限)

第63条の2 専門職学位課程は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 前項の履修科目の登録の上限について必要な事項は、別に定める。

(他の大学における履修)

第64条 本学大学院(専門職学位課程を除く。)において教育研究上有益と認めるときは、他の大学との協定に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により他大学の大学院において修得した単位は、15単位を超えないものとし、また、第66条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第65条 本学大学院(専門職学位課程を除く。)において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(既修得単位の取扱い)

第66条 本学大学院修士課程に入学した者が大学院を修了又は中途退学した者であるときは、その者が当該大学院において既に修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)のうち、教育上有益と認められる単位は、15単位を超えないものとし、また、第64条の規定により本学

において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、本学大学院修士課程に入学した者のうち、外国の大学院を修了又は中途退学した者の外国の大学院において既に修得した単位について準用する。

(長期にわたる教育課程の履修)

第67条 修士課程及び専門職学位課程(長期在学のコースを除く。)の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の教育課程の履修等について必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 修了要件及び学位等

(修了要件)

第68条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の32単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、別に定めるところにより、1年6月以上在学すれば足りるものとする。

- 2 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年(長期在学のコースにあつては3年)以上在学し、所定の46単位以上の単位を修得することとする。
- 3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、前条に規定する長期履修学生の修了要件に係る在学期間は、3年以上とする。
- 4 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、専門職学位課程に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者等について、修了要件として定められた単位のうち、実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
- 5 博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の22単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含み3年以上

(2) 修士課程において優れた業績を上げ、2年未満の在学期間をもって修了した者又は標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間(2年を限度とする)を含み3年以上

(3) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が入学した場合にあつては、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上

(大学院における在学期間の短縮)

第68条の2 第66条の規定により本学大学院修士課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学が定める期間在学し

たものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位規則)

第69条 前条に規定するもののほか、学位論文の審査、試験及び学位の授与について必要な事項は、別に定める。

(学位)

第70条 大学院の課程を修了した者に対しては、当該課程に応じて修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与する。

(取得資格)

第71条 修士課程及び専門職学位課程において取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、次のとおりとする。

専攻	取得することができる教員の免許状取得の所要資格
人間発達教育専攻	幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教)、高等学校教諭専修免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教、情報、福祉)、養護教諭専修免許状
特別支援教育専攻	特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域)、特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域)
教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教)、高等学校教諭専修免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教、情報、福祉)

2 前項に規定する教員の免許状の取得の所要資格に係る授業科目の履修及び単位の修得その他必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 転入学及び再入学

(転入学)

第72条 他の大学院に現に在学する者で、転入学を志願する者があるときは、選考の上、転入学を許可することができる。

(再入学)

第73条 第83条の規定により、大学院を中途において退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学、再入学手続等)

第74条 第33条から第36条までの規定は、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転入学、再入学者の修業年限等)

第75条 第72条又は第73条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、修得した単位の取扱い及び修業年限は、別に定める。

## 第7節 在学年限

### (在学年限)

第76条 修士課程及び専門職学位課程の学生は、4年(長期在学のコースにあつては5年)を超えて在学することができない。ただし、第67条に規定する長期履修学生は、5年を超えて在学することができない。

2 博士課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

3 第72条又は第73条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の在学することができる年限は、別に定める。

## 第4章 休学、転学、留学及び退学等

### 第1節 休学及び復学

#### (休学)

第77条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病その他特別の理由により、修学することが不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

#### (休学期間)

第78条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度とし更に延長することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

#### (休学期間の取扱い)

第79条 休学期間は、第37条及び第60条に規定する修業年限、第53条及び第75条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限又は第54条及び第76条に規定する在学年限に算入しない。

#### (復学)

第80条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

### 第2節 転学、留学及び退学

#### (転学)

第81条 他の大学に入学し、又は転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

#### (留学)

第82条 外国の大学等で学修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項に規定する留学期間は、第37条及び第60条に規定する修業年限、第53条及び第75条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限又は第54条及び第76条に規定する在学年限に算入することができる。

3 第43条第2項及び第64条第2項の規定は、第1項の規定によって留学し、外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

#### (退学)

第83条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

### 第3節 除籍

#### (除籍)

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (2) 第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 78 条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部について免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 休学の許可を得ず、若しくは休学を命じられることなく、又は正当な理由がなく卒業又は修了要件として定められた単位数の 10 分の 1 以上の単位を学年間において修得できなかった者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

#### 第 5 章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料等の額等)

第 85 条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、国立大学法人兵庫教育大学授業料その他の費用に関する規程(平成 16 年規程第 64 号)の定めるところによる。

(入学料免除、徴収猶予)

第 86 条 入学料の納付が困難な者については、申請により入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、その徴収を猶予する。

3 入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(休学の場合の授業料)

第 87 条 休学を許可され、又は休学を命じられた者については、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。

(停学の場合の授業料)

第 87 条の 2 第 98 条第 2 項に規定する停学を命じられた者の停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料免除、徴収猶予)

第 88 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀な者又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める場合は、授業料の全部若しくは一部を免除することができる。

3 授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の検定料等)

第 89 条 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生の検定料、入学料及び授業料並びに徴収方法等について必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第 90 条 納付した検定料、入学料又は授業料は、返還しない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。

#### 第 6 章 科目等履修生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第 91 条 本学において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 前項の単位の授与については、第 40 条から第 42 条及び第 63 条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第92条 他の大学の学生で、本学における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第93条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第94条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生となることができる者の入学資格については、別に定める。

(外国人留学生)

第95条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選抜又は選考の上入学を許可することができる。

(科目等履修生等の詳細)

第96条 前5条に規定するもののほか、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、研究生及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第7章 賞罰

(表彰)

第97条 表彰に値する行為があった学生は、学長が表彰する。

(懲戒)

第98条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第2項に規定する停学の期間は、第37条及び第60条に規定する修業年限又は第53条及び第75条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限に算入せず、第54条及び第76条に規定する在学年限に算入する。ただし、停学の期間が1月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

## 第8章 公開講座等

(公開講座等)

第99条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

2 公開講座等について必要な事項は、別に定める。

## 第9章 学生居住施設

(学生居住施設)

第100条 本学に、学生居住施設を置く。

2 学生居住施設について必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

# 兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程

(昭和55年3月31日規程第2号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人兵庫教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に基づき、本学大学院学校教育研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定める。

(専攻のコース)

**第2条** 本学大学院修士課程及び専門職学位課程の目的に沿い学校教育の実践に関する総合的研究を行い、その基盤の上に各分野に係る専門研究を推進するため、学生の主たる専攻のコースを別表第1のとおり設ける。

(授業科目の区分)

**第3条** 教育研究の充実を図るため、人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻については別表第2、教育実践高度化専攻については別表第3のとおり授業科目を区分する。

(授業科目、単位数、授業の方法、履修方法等)

**第4条** 前条の授業科目の区分に属する授業科目及びその単位数、授業の方法、履修方法等は、人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻については別表第4、教育実践高度化専攻については別表第5のとおりとする。

**第4条の2** 教育実践高度化専攻小学校教員養成特別コースに所属する学生のうち、標準修業年限を3年とする者並びに中学校及び高等学校の教員の免許状（数学又は理科）の所要資格を得させることを目的として置く理数系教員養成特別プログラムの受講を許可された学生は、本学学校教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める小学校、中学校又は高等学校の教員の免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

2 前項の規定による本学学校教育学部における授業科目の履修方法等について必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

**第4条の3** 学則第63条において準用する学則第40条第1項第4号の基準により単位数を計算する授業科目（単位数の計算の基準が同じ授業の方法を併用するものを除く。）及びその計算方法は、別表第5の2のとおりとする。

(修了に必要な単位数等)

**第5条** 学校教育研究科の修了に必要な単位数は、人間発達教育専攻及び特別支援教育専攻については別表第6、教育実践高度化専攻については別表第7のとおりとする。

2 学則第68条第4項の規定による教職経験を有する者等に係る実習により修得する単位の免除の方法等について必要な事項は、別に定める。

**第5条の2** 前条に規定するもののほか、教育実践高度化専攻小学校教員養成特別コースに所属する学生のうち、標準修業年限を3年とする者が修了するためには、小学校教員専修免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければならない。

(教員の免許状)

**第6条** 学校教育研究科において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、所定の単位数を修得することによって取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、別表第8のとおりとする。

(履修の登録)

**第7条** 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところに従い履修登録を行わなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、履修し、試験を受けることができない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。

**第7条の2** 教育実践高度化専攻に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、40単位とする。

(定期試験)

**第8条** 定期試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 教育上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず定期試験を学年末に行うことができる。

3 定期試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。

(追試験、再試験)

**第9条** 定期試験の追試験は行わない。ただし、疾病その他やむを得ない理由があると授業担当教員が認めた場合は、追試験を行うことができる。

2 定期試験及び追試験の再試験は行わない。ただし、特別の事情があると大学院学校教育研究科教務委員会が認めた場合は、再試験を行うことができる。

(不正行為)

**第10条** 前2条に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、その者の当該授業科目に係る成績を不合格とする。

(成績の評語)

**第11条** 成績の評語は、S (90点以上100点以下)、A (80点以上90点未満)、B (70点以上80点未満)、C (60点以上70点未満) 及びF (60点未満) とする。

(単位の授与を受ける資格)

**第11条の2** 次の各号のいずれかに該当する学生は、単位の授与を受ける資格がないものとする。

(1) 当該授業科目の履修登録をしていない者

(2) 当該学期に休学した者

(3) 当該学期に停学 (停学の期間が1月を超えない場合を除く。) となった者

(4) 当該学期の途中で退学した者

(授業料未納除籍とされた者が履修した授業科目に係る単位の授与)

**第11条の3** 学則第84条第1号の規定により除籍された者が授業料未納期間に履修した授業科目については、単位を与えない。

(雑則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年4月1日前に大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

**別表第1** (第2条関係) ~ **別表第8** (第6条関係) (略)

## 兵庫教育大学学位規則

(昭和 55 年 3 月 31 日規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項及び国立大学法人兵庫教育大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)に基づき、兵庫教育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、学則第 48 条の規定に基づき、学校教育学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、学校教育研究科修士課程(以下「修士課程」という。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、連合学校教育学研究科博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に授与する。

2 前項の規定に定めるもののほか、当該研究科が行う学位論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者についても授与することができる。

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第 6 条 教職修士(専門職)の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、学校教育研究科専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(在学者の学位論文の提出)

第 7 条 修士課程及び博士課程に在学する者は、学位論文(修士課程にあつては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果をいう。以下同じ。)等を当該研究科長に提出するものとする。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第 8 条 第 5 条第 2 項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文等を当該研究科長を経て学長に提出する。

(退学者の学位論文の提出)

第 9 条 博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。

(受理論文)

第 10 条 受理した学位論文は、返還しない。

(提出手続)

第 11 条 前 4 条に規定するもののほか、学位論文の提出について必要な事項は、別に定める。

(審査手続)

第12条 研究科長は、第7条の規定により、学位論文を受理したときは、論文の審査を当該研究科教授会に付託しなければならない。

2 学長は、第8条及び第9条の規定により、学位論文を受理したときは、論文の審査を当該研究科長を経て当該研究科教授会に付託しなければならない。

3 研究科教授会は、前2項の規定により論文の審査の付託を受けたときは、論文審査委員会を設置し、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行わせるものとする。

(論文審査委員会)

第13条 修士の論文審査委員会は、学位論文の審査申請を行った学生の主任指導教員及び指導教員を含む、研究指導又は研究指導の補助を担当する3人以上の教員をもって組織する。ただし、研究指導を担当する教員は2人以上とし、主任指導教員及び指導教員以外の者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。

(1) 当該学生の専攻又は専攻のコースに所属する教員

(2) 当該論文の内容と関連するコースに所属する教員

2 博士の論文審査委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 第7条の規定により、学位論文の審査申請があったとき

ア 学位論文の審査申請を行った学生の主指導教員

イ 当該論文の内容と関連するコースに所属する主指導教員有資格者 4人

(2) 第8条及び第9条の規定により、学位論文の審査申請があったとき

ア 推薦教員(主指導教員有資格者に限る。)

イ 当該論文の内容と関連するコースに所属する主指導教員有資格者 4人

3 研究科教授会が当該論文の審査に必要があると認めるときは、前2項に規定する者のほか、研究科担当を命じられた教員の参加を求め、又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第14条 第7条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

2 第8条及び第9条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(主査)

第15条 論文審査委員会に主査及び副主査を置く。

(審査及び最終試験又は学力の確認)

第16条 論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うものとする。

2 第7条の規定により、学位論文の審査申請のあった者に対する最終試験は、学位論文の審査に合格した者に対し、当該学位論文を中心として関連のある科目又は専門分野等について行うものとする。

3 第8条及び第9条の規定により、学位論文の審査申請のあった者に対する学力の確認は、学位論文の審査に合格した者に対し、学位論文に関連のある専門分野等について行うものとする。ただし、博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学の日から3年以内に学位を申請するときは、第5条の規定に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

4 最終試験及び学力の確認は、口述又は筆記により行うものとする。

(結果報告)

第17条 論文審査委員会が、学位論文の審査並びに最終試験及び学力の確認を終了したときは、速やかにその結果を当該研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

第18条 研究科教授会は、修士、博士及び教職修士(専門職)の学位授与の可否を議決する。

2 学位授与を可とする判定は、研究科教授会構成員(出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の同意を得て行う。

(学長への報告)

第19条 研究科教授会において、学位授与の可否を議決したときは、当該研究科長は、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第20条 学長は、前条の規定による報告を参考に、学位を授与することを決定するものとする。

2 前項の規定により、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(専攻分野の名称)

第20条の2 学士、修士及び博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「学校教育学」と付記する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を「学術」と付記することができる。ただし、先端課題実践開発専攻の課程を修了した者に係る学位にあっては、この限りでない。

(学位論文要旨及び審査要旨の公表)

第21条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前から既に公表している場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文

に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学においてインターネットの利用により行うものとする。

(学位記)

第 23 条 学長は、第 3 条に規定する者に対して学位記を交付する。

- 2 学長は、第 20 条の規定により学位授与の決定を行った者に対して学位記を交付する。

- 3 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位名称使用)

第 24 条 学位の授与を受けた者が、当該学位の名称を使用するときは、「兵庫教育大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第 25 条 学長は、学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該研究科教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、又は撤回し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法により、学位の授与を受けたことが判明したとき。
  - (2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為を行ったとき。
- 2 前項に規定する学位の授与の取り消し、又は撤回の公表は、学報に登載し、又は学内に掲示して行う。
  - 3 第 18 条第 2 項及び第 19 条の規定は、第 1 項の規定により学位の授与を取り消し、又は撤回する場合に準用する。この場合において、第 18 条第 2 項及び第 19 条中「学位授与」とあるのは、「学位授与の取り消し、又は撤回」と読み替えるものとする。

(雑則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、学位論文の審査等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(略)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第 23 条関係)

(略)

兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における修学指導体制に  
関する規則

(平成20年3月11日規則第1号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の学生に対する  
修学指導体制を明確にするため、必要な事項を定める。

(修学指導教員)

**第2条** 学生の修学指導を行うため、修学指導教員を置く。

**2** 修学指導教員は、学生の修学指導を総括的に担当するものとし、当該学生の所属する  
コースの教員をもって充てる。

(雑則)

**第3条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教育実践研究報告書の評価について

(令和2年2月19日教育実践高度化専攻会議決定)

兵庫教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教育実践研究報告書は、以下のような観点に基づいて総合的に評価する。

### 評価の観点

#### (1) 【課題の設定及び研究の態度】

自身の問題意識に基づいて課題を設定し、自律的に研究・実践に取り組んでいること。

#### (2) 【報告書の構成・論理的な記述】

教育実践研究のテーマが適切に設定され、それに関わる課題が明確化されていること。結論や主張の根拠が示され、また、そこに至る論述が論理的な整合性をもって展開されていること。

#### (3) 【関連情報の探索・収集・活用】

教育実践研究のテーマに関連する先行研究の文献等を幅広く探索・収集し、それらの情報を整理し、引用のルールを守って、自己の研究・実践に適正に活用していること。

#### (4) 【実習科目との関連】

実習科目（教育実習）での自己の実践経験、調査内容等が、教育実践研究報告書の内容に反映されていること。

#### (5) 【オリジナリティー】

研究、実践の過程・成果に独自性が認められ、学術的・実践的な貢献につながるものであることが望ましい。

兵庫教育大学学校教育学部及び大学院学校教育研究科における  
成績評価について

(平成27年2月10日学長裁定)

兵庫教育大学学校教育学部及び大学院学校教育研究科における成績評価は、以下の評価基準に基づき、担当教員が行う。

評語	評価点	基準・摘要	
S	90点－100点	授業の目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。	合格
A	80点－89点	授業の目標を十分に達成している。	
B	70点－79点	授業の目標を達成している。	
C	60点－69点	授業の目標を最低限度達成している。	
F	59点以下	授業の目標を達成していない。	不合格

## 成績評価の異議申立てに関する申合せ

(平成27年2月10日学長裁定)

成績評価の異議申立てに関して、次のとおり申し合わせる。

(成績評価の異議申立て)

第1条 学生は、次の各号に該当すると判断した場合は、授業担当教員に成績評価の異議申立て(以下「異議申立て」という。)を行うことができる。ただし、成績評価の基準又は方法に関する申立ては、この限りでない。

- (1) 成績の誤入力等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) 授業概要(シラバス)等に周知している成績評価の方法・基準等と明らかに異なった方法により評価されている疑義があると思われるもの

(異議申立期間)

第2条 異議申立期間は、成績の公表があった日から14日間(最終日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月28日から翌年1月3日までの日及び学長が特に指定する日に当たるときは、直前の平日までとする。以下期間を定める場合は同じ。)とする。

(異議申立てに対する回答)

第3条 学生から異議申立てを受けた授業担当教員は、次のとおり速やかに対応するものとする。

- (1) 異議申立てが妥当と判断した場合 学生に対し、成績を修正することを口頭で回答し、学務課へ修正内容を書面(様式任意)により提出する。
- (2) 異議申立てを不適と判断した場合 学生に対し、不適と判断した理由を書面(任意様式。以下「理由書」という。)で回答する。

(不服申立書の提出)

第4条 学生は、前条第2号に規定する回答を不服とする場合は、その回答を受け取った日から14日以内に成績評価不服申立書(別記様式。以下「申立書」という。)及び理由書の写しを学務課へ提出するものとする。

(不服申立書に対する措置)

第5条 学務課は、申立書を受理したときは、学校教育学部教務委員会委員長又は大学院学校教育研究科教務委員会委員長(以下「教務委員会委員長」という。)へ連絡するものとする。

2 教務委員会委員長は、授業担当教員等と協議のうえ、回答を作成するものとする。

(不服申立書に対する回答)

第6条 申立書に対する回答は、学務課が申立書を受理した日から起算して14日以内に教務委員会委員長が書面(任意様式)により行うものとする。

(異議申立て及び不服申立書に対する回答の例外)

第7条 卒業・修了判定等の重要な事項に係る成績評価については、第3条及び前条の規定にかかわらず、早急に異議申立て及び不服申立書に対する回答を行うものとする。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年7月1日から施行する。

別記様式

成績評価不服申立書

学校教育学部教務委員会委員長  
大学院学校教育研究科教務委員会委員長 殿

所 属 (コース等) \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

成績評価について、次のとおり不服申立てをします。

1. 申立年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2. 授業科目名 \_\_\_\_\_

3. 授業担当教員 \_\_\_\_\_

4. 成績評価 \_\_\_\_\_

5. 不服申立ての理由

## 兵庫教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生に関する取扱要項

(平成15年7月9日学長裁定)

### 第1 趣旨

この要項は、国立大学法人兵庫教育大学学則(平成16年学則第1号)第67条の2の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生のうち、職業を有している等の事情により3年間にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)に関し必要な事項を定める。

### 第2 資格

長期履修学生となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 夜間クラスに所属する者で、職業を有する等の事由があるもの
- (2) 大学院学校教育研究科履修規程第4条の2の規定に定める理数系教員養成特別プログラムを受講する者
- (3) 教育実践高度化専攻教育政策リーダーコースに所属する者で、職業を有する等の事由があるもの

### 第3 申請

長期履修学生として申請する者は、別に定める長期履修申請書を次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める期日までに教育研究支援部学務課に提出しなければならない。

- (1) 夜間クラスに入学(再入学を含む。ただし、退学時において夜間クラスに所属し、長期履修学生の許可を得ていた場合に限る。)を志願する者 当該入学願書出願期間の締切日
- (2) 夜間クラスに所属する者(夜間クラスに転クラスを希望する者を含む。) 1年次の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)
- (3) 理数系教員養成特別プログラムの受講を申請する者 当該申請期間の締切日
- (4) 教育政策リーダーコースに入学(再入学を含む。ただし、退学時において長期履修学生の許可を得ていた場合に限る。)を志願する者 当該入学願書出願期間の締切日
- (5) 教育政策リーダーコースに所属する者 1年次の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)

### 第4 許可

- 1 第3の申請に基づき、大学院学校教育研究科教務委員会において長期履修学生の可否を審査し、学長が許可する。この場合において、第3の第1号、第3号又は第4号に該当する申請者のうち審査の対象となるものは、当該入学者選抜試験に合格した者(再入学者の選考に合格した者を含む。)とする。
- 2 前項により許可された長期履修学生の適用は、第3の第1号(再入学者を除く。)、第3号又は第4号(再入学者を除く。)に該当する者は1年次からとし、同第2号又は第5号に該当する者は2年次からとする。

## 第5 履修登録の制限

長期履修学生が、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、年間30単位とする。ただし、履修登録の上限単位数には、集中講義で行う授業科目(一部を集中講義で行う授業科目を除く。)、課題研究及び交流科目の単位数は含まないものとする。

## 第6 履修期間の変更申請

長期履修学生が、2年の標準修業年限に変更を希望する場合は、あらかじめ指導教員の承認を得て、別に定める長期履修変更申請書を教育研究支援部学務課に提出しなければならない。この場合において、長期履修変更申請書の提出期限は、1年次の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)とし、その取扱いは2年次から適用する。

## 第7 履修期間の変更許可

第6の変更申請に対し、大学院学校教育研究科教務委員会において長期履修変更の可否を審査し、学長が許可する。

## 第8 入学予定者の取消申請等

- 1 第3の第1号(再入学者を除く。)、第3号又は第4号(再入学者を除く。)により許可された者で、長期履修学生の取消しを希望する等の場合は、入学前の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)までに別に定める長期履修取消申請書を教育研究支援部学務課に提出しなければならない。ただし、これによりがたい特別な事情がある場合は、取消しの申請期限を1年次の4月15日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)までとすることができるものとする。
- 2 夜間クラス又は教育政策リーダーコースに合格した者(再入学者を除く。)で、新たな事情により長期履修学生を希望する場合は、別に定める長期履修申請書を入学前の2月末日(その日が休業日になるときは、休業日の翌日)までに教育研究支援部学務課に提出しなければならない。

## 第9 雑則

この要項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この要項は、平成15年7月9日から実施し、平成16年度入学生から適用する。

## 附 則 (略)

## 附 則

- 1 この要項は、平成30年5月30日から施行する。
- 2 平成30年5月30日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第2第3号及び第3第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 兵庫教育大学大学院学校教育研究科再入学に関する取扱規程

(平成12年11月8日規程第24号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人兵庫教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)に基づき兵庫教育大学大学院学校教育研究科の再入学に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(専攻・コース等)

**第2条** 再入学を志願できる専攻・コースは、退学前に所属した専攻・コースとする。ただし、当該専攻・コースの名称が変更されている場合は、退学前に所属した課程と同一の課程で当該専攻・コースを継承している専攻・コースとする。

(出願書類)

**第3条** 再入学志願者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出るものとする。

- (1) 再入学願書
- (2) 研究希望等調書
- (3) 退学前の成績証明書

(出願期限)

**第4条** 再入学の出願期限は、再入学しようとする学期の始まる2か月前までとする。

(選考)

**第5条** 再入学者の選考のため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、関係コースから選出された助教以上の教員3名以上で構成する。

**第6条** 選考方法は、口述試験によるものとするが、関係コースにおいて必要と認めるときは、筆記試験等を課することができる。

(修業年限等)

**第7条** 再入学者の修業年限及び在学年限は、学則に規定する標準修業年限及び在学年限からそれぞれ退学前の在学年月数を差し引いた年月数とする。ただし、学期途中で在学年限に達する者については、その学期末まで在学することができるものとする。

(休学期間)

**第8条** 休学期間の計算は、退学前の休学期間を算入するものとする。

(修得単位等)

**第9条** 再入学者が退学前に修得した授業科目及び単位の取扱いについては、当該授業科目及び単位の全部又は一部を修了の要件となる授業科目及び単位として認定できるものとし、認定方法は既修得単位の取扱いと同様とする。

(履修方法等)

**第10条** 再入学者の履修方法等については、再入学した年度の履修規程を適用する。

(委員会)

**第11条** 再入学に関する事項については、大学院学校教育研究科教務委員会が処理する。

**附 則**

この規程は、平成12年11月8日から施行する。

**附 則** (略)

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

兵庫教育大学学則第84条第1号に規定する者に係る除籍日及び授業料未納者の  
休学等の取扱いに関する規程

(平成25年1月9日規程第1号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人兵庫教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第84条第1号に規定する者に係る除籍日及び授業料未納者の休学，転学，留学，退学等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(除籍日)

**第2条** 学則第84条第1号に規定する者に係る除籍日は、当該授業料未納に係る学期の末日とする。ただし、次表の左欄に掲げる場合は、それぞれ右欄に掲げる日を除籍日とする。

前期に卒業又は修了が見込まれる場合	当該年度の8月末日
後期に卒業又は修了が見込まれる場合	当該年度の2月末日
年度途中で学則第54条又は第76条に規定する在学年限を超えることとなる場合	在学年限を超えることとなる日の前日

(授業料未納者の休学等)

**第3条** 授業料未納者の休学，転学，留学，退学，卒業及び修了は認めない。

(雑則)

**第4条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する申合せ  
(平成20年3月11日研究科教授会)

(趣旨)

**第1** この申合せは、兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程(昭和55年規程第2号。以下「履修規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習により修得する単位(以下「実習単位」という。)の免除の方法等について必要な事項を定める。

(対象学生)

**第2** 実習単位の免除を受けることができる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 教育実践高度化専攻学校臨床科学コース、言語系教科マネジメントコース、社会系教科マネジメントコース、理数系教科マネジメントコース、教育政策リーダーコース及びグローバル化推進教育リーダーコースに所属する学生で、入学前における幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園での3年以上の教職経験を有する者
- (2) 教育実践高度化専攻学校教育コースに所属する学生で、入学前における幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園での5年以上の教職経験を有する者
- (3) 教育実践高度化専攻教育政策リーダーコースに所属する学生で、現に地方教育行政の職に就いている者、または教育機関、官公庁等で10年以上の勤務経験を有する者

(免除する単位)

**第3** 教職経験をもって免除することができる実習単位は、履修規程別表第5「3 実習科目」のうち、次の各号に掲げるコースについて当該各号に定める授業科目の単位とする。

- (1) 学校臨床科学コース 学校臨床科学基盤実習及び学校体験・基盤実習
- (2) 言語系教科マネジメントコース 学校教育基盤実習及び学校体験・基盤実習
- (3) 社会系教科マネジメントコース 学校教育基盤実習及び学校体験・基盤実習
- (4) 理数系教科マネジメントコース 学校教育基盤実習及び学校体験・基盤実習
- (5) 教育政策リーダーコース 教育政策トップリーダーインターンシップⅠ(海外教育行政機関)、教育政策トップリーダーインターンシップⅡ(自自治体行政機関)、教育政策トップリーダーインターンシップⅢ(自自治体教育機関)、教育政策トップリーダーインターンシップⅣ(他自治体)及び教育政策トップリーダーインターンシップⅤ(自自治体等発展)のうち10単位を上限とする。
- (6) グローバル化推進教育リーダーコース 学校教育基盤実習及び学校体験・基盤実習
- (7) 学校教育コース 学校教育基盤実習及び学校教育開発・改善実習

(レポート等の提出)

**第4** 実習単位の免除を受けようとする者は、本学が指定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を提出し、当該レポート等の審査に合格しなければならない。

(再入学者の特例)

**第5** 再入学を志願する者又は再入学者のうち、新たに実習単位の免除を申請する者については、出願時又は再入学後1月以内に前項に規定するレポートを提出し、当該レポート等の審査に合格しなければならない。

(その他)

**第6** この申合せにより難い場合は、大学院学校教育研究科教務委員会委員長の判断により措置をする。

**附 則** (略)

**附 則**

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日前の大学院の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

## 専門職学位課程における実習科目の単位修得免除に関する取扱いについて

(平成20年4月1日学長裁定)

(趣旨)

**第1** 専門職学位課程における実習科目の単位修得免除に関する取扱いについては、専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する申合せ（平成20年3月11日研究科教授会）のほか、この取扱いに定めるところによる。

(申請)

**第2** 単位修得免除を希望する者は、別記第1号様式の実習科目単位修得免除申請書に大学が設定する課題についてのレポート及び実践活動実績に関する資料を添え、別に定める期日までに当該授業科目の担当教員を経て学長に申請するものとする。

(審査及び認定等)

**第3** 第2の申請に係る審査は、当該授業科目を開設するコースにおいて、原則として、当該コースに所属する3人以上の専任教員で構成する審査会が行うものとする。

**2** 前項の審査を行ったコースのコース長は、審査の結果を速やかに別記第2号様式の実習科目単位修得免除審査判定書により学長に報告するものとする。

**3** 実習科目の単位修得免除の認定については、学長が決定するものとする。

**4** 単位修得免除を認定された者は、当該授業科目を履修し単位を修得したものとみなす。

**5** 前項の規定に基づき認定する単位数は、兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程(昭和55年規程第2号)第7条の2に規定する履修登録の上限単位数に含まないものとする。

(認定通知)

**第4** 学長は、単位修得免除の認定を受けた者に対し、別記第3号様式の実習科目単位修得免除認定通知書を交付するものとする。

(履修の登録)

**第5** 単位修得免除の認定を受けられなかった者は、当該授業科目について速やかに履修登録の手続を行うものとする。

(成績評価の評語)

**第6** 認定された単位の成績評価は免除とし、評語は「M」と表す。

附 則 (略)

附 則

この取扱いは、令和元年5月29日から施行する。

実習科目単位修得免除申請書

兵庫教育大学長 殿

申請者  
教育実践高度化専攻  
\_\_\_\_\_コース  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、課題レポート及び関係資料を添え、実習科目の単位修得免除の審査を申請いたします。

記

授業科目名	
単 位 数	

1. 教職等経験年数 (※)

--

2. 課題レポートの概要 (400字程度)

--

3. 免除申請する実習科目と関連した教育歴等 (※従事した年数も記入すること。)

•
•
•
•
•
•

4. 関係資料名

•
•
•
•
•
•

(※) 入学年の3月31日現在の年数を記入する。

別記第2号様式

年 月 日

実習科目単位修得免除審査判定書

兵庫教育大学長 殿

\_\_\_\_\_ コース長 \_\_\_\_\_

申請者 教育実践高度化専攻 \_\_\_\_\_ コース  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

授業科目名 ( \_\_\_\_\_ )

上記の申請について、下記のとおり判定しましたので報告します。

記

可 ・ 否

別記第3号様式

実習科目単位修得免除認定通知書

教育実践高度化専攻\_\_\_\_\_コース

学籍番号\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

学則第68条第4項の規定に基づき、下記のとおり単位の修得を免除する。  
免除した単位は、当該授業科目を履修し修得したものとみなす。

記

授 業 科 目 名	単 位	備 考
		成績評価の標語は 「免除 (M)」とする。
計		

年 月 日

兵庫教育大学長

# 教育職員免許法（抄）

（昭和24年5月31日法律第147号）

## 第1章 総則

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（免許）

**第3条** 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

## 第2章 免許状

（種類）

**第4条** 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

**2** 普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、1種免許状及び2種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び1種免許状）に区分する。

**5** 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

1. 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教
2. 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

（授与）

**第5条** 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

1. 18歳未満の者
  2. 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
  3. 成年被後見人又は被保佐人
  4. 禁錮以上の刑に処せられた者
  5. 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
  6. 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
  7. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2** 前項本文の規定にかかわらず、別表第1から別表第2の2までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下第9条の2までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める2年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。
- 3** 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第1項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 4** 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命

し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

1. 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
  2. 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者
- 5 第7項で定める授与権者は、第3項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。
1. 短期大学士の学位（学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）又は準学士の称号を有する者
  2. 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（免許状の授与の手続等）

**第5条の2** 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第1の第3欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、1又は2以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

（教育職員検定）

**第6条** 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

- 2 学力及び実務の検定は、第5条第3項及び第6項、前条第3項並びに第18条の場合を除くほか、別表第3又は別表第5から別表第8までに定めるところによつて行わなければならない。
- 3 1以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第1項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第4の定めるところによつて行わなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、第5条第3項及び第6項、前条第3項並びに第18条の場合を除くほか、別表第3から別表第8までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行う教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める2年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

（証明書の発行）

**第7条** 大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め（第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。

（効力）

**第9条** 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第3項において同じ。）

において効力を有する。

- 2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。
- 3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第1から別表第8までに規定する所要資格を得た日、第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第16条の3第2項若しくは第17条第1項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなった日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して10年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める2年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該10年を経過する日までとする。
- 5 普通免許状又は特別免許状を2以上有する者の当該2以上の免許状の有効期間は、第1項、第2項及び前項並びに次条第4項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

（有効期間の更新及び延長）

- 第9条の2** 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。
- 2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
  - 3 第1項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める2年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。
  - 4 第1項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までとする。
  - 5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第3項第1号に掲げる者である場合において、同条第4項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。
  - 6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（免許状更新講習）

- 第9条の3** 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。
1. 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること。
  2. 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者
    - ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者
  3. 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。
  4. その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。
- 2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、30時間以上とする。
- 3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。
1. 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
  2. 教育職員に任命され、又は雇用されることとなっている者及びこれに準ずるものと

して文部科学省令で定める者

- 4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。
- 5 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。
- 6 文部科学大臣は、第1項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（第16条の2第3項及び別表第3備考第11号において「機構」という。）に行わせるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（有効期間の更新又は延長の場合の通知等）

- 第9条の4** 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（免許管理者を除く。）に通知しなければならない。
- 2 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第8条第1項の原簿に記入しなければならない。

（2種免許状を有する者の1種免許状の取得に係る努力義務）

- 第9条の5** 教育職員で、その有する相当の免許状（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状）が2種免許状であるものは、相当の1種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

別表第 1 (第 5 条, 第 5 条の 2 関係)

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	
免許状の 種類	所要資格	基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校, 中学校, 高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	1 種免許状	学士の学位を有すること及び小学校, 中学校, 高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	2 種免許状	小学校, 中学校, 高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6

備考

1. この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。
- 1の2. 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第16条の3第4項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。
2. 第2欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 2の2. 第2欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする。）。
- 2の3. 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
3. 高等学校教諭以外の教諭の2種免許状の授与の所要資格に関しては、第3欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
4. この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは1種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の2種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
5. 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
  - イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
  - ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
6. 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7. 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
8. 1種免許状（高等学校教諭の1種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの2種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第3（第6条関係）

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
所要資格		有することを必要とする第1欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第3欄において同じ。）の免許状の種類	第2欄に定める各免許状を取得した後、第1欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	専修免許状	1種免許状	3	1 5
	1種免許状	2種免許状	5	4 5
	2種免許状	臨時免許状	6	4 5
小学校教諭	専修免許状	1種免許状	3	1 5
		特別免許状	3	4 1
	1種免許状	2種免許状	5	4 5
		特別免許状	3	2 6
	2種免許状	臨時免許状	6	4 5
中学校教諭	専修免許状	1種免許状	3	1 5
		特別免許状	3	2 5
	1種免許状	2種免許状	5	4 5
	2種免許状	臨時免許状	6	4 5
高等学校教諭	専修免許状	1種免許状	3	1 5
		特別免許状	3	2 5
	1種免許状	臨時免許状	5	4 5
備考				
1. 実務の検定は第3欄により、学力の検定は第4欄によるものとする（別表第6、別表第6の2、別表第7及び別表第8の場合においても同様とする。）。				

2. 第3欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等の理事長とする（別表第5の第2欄並びに別表第6、別表第6の2、別表第7及び別表第8の第3欄の場合においても同様とする。）。
3. 第3欄の「第1欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第3欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。
4. 専修免許状に係る第4欄に定める単位数のうち15単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする（別表第5の第3欄並びに別表第6、別表第6の2及び別表第7の第4欄の場合においても同様とする。）。
5. 1種免許状（高等学校教諭の1種免許状を除く。）に係る第4欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる（別表第5の第3欄並びに別表第6、別表第6の2及び別表第7の第4欄の場合においても同様とする。）。
6. 第4欄の単位数（第4号に規定するものを含む。）は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる（別表第4及び別表第5の第3欄並びに別表第6、別表第6の2、別表第7及び別表第8の第4欄の場合においても同様とする。）。
7. この表の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の1種免許状の授与を受けようとするものを除く。）について、第3欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、5単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第4欄に定める最低単位数から10単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第6及び別表第6の2の場合においても同様とする。）。
8. 2種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して12年を経過したもの（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）の免許管理者は、当該12年を経過した日（第10号において「経過日」という。）から起算して3年の間において、当該者の意見を聴いて、1種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第10号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。
9. 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならない。
10. 第8号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して3年を経過する日までに1種免許状を取得していないものについては、第7号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第4欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。
11. 文部科学大臣は、第6号の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする（別表第4から別表第8までの場合においても同様とする。）。

別表第4（第6条関係）

第1欄		第2欄	第3欄
受けようとする他の教科についての免許状の種類 所要資格		有することを必要とする第1欄に掲げる教員の1以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする教科及び教職に関する科目の最低単位数
中学校教諭	専修免許状	専修免許状	5 2
	1種免許状	専修免許状又は1種免許状	2 8
	2種免許状	専修免許状，1種免許状又は2種免許状	1 3
高等学校教諭	専修免許状	専修免許状	4 8
	1種免許状	専修免許状又は1種免許状	2 4
備考 1. 学力の検定は，第3欄によるものとする。 2. 専修免許状に係る第3欄に定める単位数のうち，その単位数からそれぞれの1種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については，大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。 3. 中学校教諭の1種免許状に係る第3欄に定める単位数は，短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において，その単位数から中学校教諭の2種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については，短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。 4. この表の規定により他の教科についての専修免許状又は1種免許状の授与を受けようとする者が，当該他の教科についての1種免許状又は2種免許状を有するときは，専修免許状又は1種免許状の項第3欄に定める単位数からそれぞれ1種免許状又は2種免許状の項第3欄に定める単位数を差し引くものとする。 5. 第16条の4第1項の1種免許状を有する者が高等学校教諭の同項の文部科学省令で定める事項に係る教科についての1種免許状の授与を受けようとする場合については，当該教科を他の教科とみなし，同項の免許状を1以上の教科についての1種免許状とみなして，この表の高等学校教諭の1種免許状の項の規定を適用する。この場合においては，同項第3欄に定める単位数から文部科学省令で定める単位数を差し引くものとする。			

別表第6（第6条関係）

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
所要資格  受けようとする免許状の種類		有することを必要とする養護教諭又は養護助教諭の免許状の種類	第2欄に定める各免許状を取得した後、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数
		専修免許状	1種免許状	3
養護教諭	1種免許状	2種免許状	3	20
	2種免許状	臨時免許状	6	30
備考 1 この表の規定により1種免許状を受けようとする者が、別表第2の2種免許状のロの項の規定により授与された2種免許状を有するときは、1種免許状の項第3欄中「3」とあるのは「1」と、同項第4欄中「20」とあるのは「10」と読み替えるものとする。  2 この表の規定により2種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けている場合においては、2種免許状の項第3欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（1年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第4欄中「30」とあるのは、「10」と読み替えるものとする。  3 第2欄の臨時免許状を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部科学省令で定める者を含むものとし、その者についての2種免許状の項第3欄及び第4欄の規定の適用については、当該文部科学省令で定める者となつたことをもつて臨時免許状の取得とみなす。  4 第3欄の「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。				

別表第7 (第6条関係)

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	
受けようとする免許状の種類	所要資格	有することを必要とする特別支援学校の教員(2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員)の免許状の種類	第2欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員(2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	
	特別支援	専修免許状	1種免許状	3	15
		1種免許状	2種免許状	3	6
	学校教諭	2種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	3	6
備考 この表の規定により専修免許状又は1種免許状の授与を受けようとする者に係る第3欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。					

別表第8 (第6条関係)

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	
受けようとする免許状の種類	所要資格	有することを必要とする学校の免許状	第2欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師を含み、小学校教諭の2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数	
	幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3	6	
	小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3	13	
		中学校教諭普通免許状	3	12	
	中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3	14	
		高等学校教諭普通免許状	3	9	
	高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)	3	12	
	備考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。				

## 教育職員免許法施行規則（抄）

昭和 29 年 10 月 27 日  
文 部 省 令 第 2 6 号

### 第 1 章 単位の修得方法等

（単位の修得方法等）

**第 1 条** 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 1 から別表第 8 までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

（単位の計算方法）

**第 1 条の 2** 免許法別表第 1 から別表第 8 までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第 2 項及び第 3 項（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成 29 年文部省令第 33 号）第 14 条第 2 項及び第 3 項、大学通信教育設置基準（昭和 50 年文部省令第 33 号）第 5 条、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 7 条第 2 項及び第 3 項、専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部省令第 34 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和 57 年文部省令第 3 号）第 5 条に定める基準によるものとする。

（基礎資格を取得する場合の単位の修得方法）

**第 1 条の 3** 免許法別表第 1 備考第 2 号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

(幼稚園教諭の科目の単位の修得方法)

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
右項の各科目に含めることが必要な事項	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 携及び学校安全への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法	教育実践 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教育実習 教職実践演習		
専修免許状	16	10	4	5	2	38
1種免許状	16	10	4	5	2	14
2種免許状	12	6	4	5	2	2

備考

- 1 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 3 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第9条の表備考第7号及び第8号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は1単位以上を修得するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

- 4 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては，教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第1項，第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 5 カリキュラム・マネジメントは，次に掲げる事項を通じて，教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第1項，第4条第1項，第5条第1項，第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
- イ 幼児，児童又は生徒，学校及び地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ロ 教育課程の実施状況を評価し，その改善を図っていくこと。
- ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- 6 教育実習は，幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第1項の表備考第5号において同じ。），小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第1項の表備考第5号，第4条第1項の表備考第7号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。
- 7 教育実習の単位数には，教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校，専修学校，社会教育に関する施設，社会福祉施設，児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする（次条第1項，第4条第1項，第5条第1項，第7条第1項，第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
- 8 教育実習の単位数には，2単位まで，学校体験活動（学校における授業，部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児，児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第1項，第4条第1項，第5条第1項，第7条第1項及び第9条の表の場合においても同様とする。この場合において，高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては，「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。）。この場合において，教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第1項，第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 9 教育実習の単位は，幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第22項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。），小学校（義務教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部及び同項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において，教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経験年数1年について1単位の割合で，領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目，道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて，これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 10 教職実践演習は，当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ，教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第1項，第4条第1項，第5条第1項，第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。
- 11 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は，教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位）まで，道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目にあつては2単位まで，教育実習にあつては3単位まで，教職実践演習にあつては2単位まで，小学校，中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。

- 12 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第10項の表備考第2号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 13 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。
- 14 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「1種免許状又は2種免許状」とあるのは「1種免許状」と読み替えるものとする。）。
- イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
- ロ 1種免許状又は2種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

(小学校教諭の科目の単位の修得方法)

第3条 免許法別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
右項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解を含む。）	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教育実習 教職実践演習	
専修免許状	30	10	10	5 2	26
1種免許状	30	10	10	5 2	2
2種免許状	16	6	6	5 2	2

備考

- 1 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第3号及び第11条の2の表備考第2号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

- 3 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、2種免許状の授与を受ける場合にあつては、6以上の教科の指導法に関する科目(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。)についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。
- 4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。)の単位の修得方法は、専修免許状又は1種免許状の場合は2単位以上、2種免許状の場合は1単位以上修得するものとする(次条第1項の表の場合においても同様とする。)
- 5 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第1項の表備考第7号及び第5条第1項の表備考第3号において同じ。)及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 6 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位の修得するにあつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設にあつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

(中学校教諭の科目の単位の修得方法)

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
右項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想を含む。）	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法	教育実践 教職実践演習		
専修免許状	28	10（6）	10（6）	5（3）	2	28
1種免許状	28	10（6）	10（6）	5（3）	2	4
2種免許状	12	6（3）	6（4）	5（3）	2	4
備考						
<p>1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。</p> <p>イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）</p> <p>ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」</p> <p>ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ</p>						

- ニ 理科 物理学，物理学実験（コンピュータ活用を含む。），化学，化学実験（コンピュータ活用を含む。），生物学，生物学実験（コンピュータ活用を含む。），地学，地学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ホ 音楽 ソルフェージュ，声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。），器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。），指揮法，音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
- ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。），彫刻，デザイン（映像メディア表現を含む。），工芸，美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
- ト 保健体育 体育実技，「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。），生理学（運動生理学を含む。），衛生学・公衆衛生学，学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
- チ 保健 生理学・栄養学，衛生学・公衆衛生学，学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
- リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。），金属加工（製図及び実習を含む。），機械（実習を含む。），電気（実習を含む。），栽培（実習を含む。），情報とコンピュータ（実習を含む。）
- ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。），被服学（被服製作実習を含む。），食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。），住居学，保育学（実習を含む。）
- ル 職業 産業概説，職業指導，「農業，工業，商業，水産」，「農業実習，工業実習，商業実習，水産実習，商船実習」
- ヲ 職業指導 職業指導，職業指導の技術，職業指導の運営管理
- ワ 英語 英語学，英語文学，英語コミュニケーション，異文化理解
- カ 宗教 宗教学，宗教史，「教理学，哲学」
- 2 前号に掲げる教科に関する専門的事項は，一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 3 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は，それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 4 第1号中「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする（次条第1項，第9条，第15条第2項，第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。ただし，「農業，工業，商業，水産」の修得方法は，これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
- 5 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。），教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。），教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。），道徳の理論及び指導法，総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は，学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し，育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 6 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は，受けようとする免許教科について，専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を，2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において，「8単位以上を，2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。）。
- 7 教育実習は，中学校，小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第1項の表備考第3号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。
- 8 教育実習の単位は，中学校（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において，教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経験年数1年について1単位の割合で，表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目，教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて，これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）

9 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

（高等学校教諭の科目の修得方法）

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	第2欄	第3欄					第4欄					第5欄		第6欄				
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目				
右項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携）	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	含む。）	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		生徒指導の理論及び方法	論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実践
専修免許状	24	10（4）					8（5）					3 （2）	2	36				
1種免許状	24	10（4）					8（5）					3 （2）	2	12				

備考

1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
  - ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
  - ハ 公民 「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
  - ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
  - ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
  - ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
  - ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
  - チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
  - リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」
  - ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
  - ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
  - ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習
  - ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理
  - カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業
  - ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導
  - タ 工業 工業の関係科目、職業指導
  - レ 商業 商業の関係科目、職業指導
  - ソ 水産 水産の関係科目、職業指導
  - ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
  - ネ 商船 商船の関係科目、職業指導
  - ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
  - ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
  - ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 2 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 3 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

- 4 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 6 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

(特別支援教育に関する科目の単位の修得方法)

第7条 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許状の種類		最低修得単位数				
		第1欄	第2		第3欄	第4欄
		特別支援教育に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16		5	3
	1種免許状	2	16		5	3
	2種免許状	2	8		3	3

備考

- 1 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 2 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
  - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては1単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）以上を含む。）

3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

4 第4欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

2 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第1項の表の第3欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

5 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

1. 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表第2欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る1単位以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ1単位（2種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目1単位）以上

2. 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

3. 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

6 第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。

7 免許法別表第1備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第4項までに定める修得方法の例によるものとする。

**第10条の2** 幼稚園，小学校，中学校若しくは特別支援学校の教諭，養護教諭若しくは栄養教諭の1種免許状若しくは2種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の1種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が，免許法別表第1，別表第2又は別表第2の2の規定により，それぞれの専修免許状又は1種免許状の授与を受けようとするときは，これらの別表の専修免許状又は1種免許状に係る第3欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている1種免許状又は2種免許状に係る第3欄に定める単位数は，既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（1種免許状を有している者又は1種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第20条第1項，第22条第3項及び第66条の8において同じ。），教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第22条第3項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。），特別支援教育に関する科目，養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は，第2条から第5条まで，第7条，第9条及び第10条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は1種免許状に係る各科目の単位数から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第1，別表第2又は別表第2の2の規定により幼稚園，小学校，中学校若しくは特別支援学校の教諭，養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは1種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は，それぞれの1種免許状又は2種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては1種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は1種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第3欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし，第2条から第6条，第7条，第9条，第10条，第10条の3及び第10条の4に規定する1種免許状又は2種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては1種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

4 第7条第3項又は第5項の規定により1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が，当該領域を定めた2種免許状を所持している場合，当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合又は特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合には，同条第3項又は第5項に定める単位数のうち2種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は，既に修得したものとみなす。

5 第7条第3項又は第5項の規定により1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は，当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるため，又は2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を同条第3項又は第5項に定める1種免許状に係る単位数に含めることができる。ただし，同条第3項又は第5項に定める単位数のうち，2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

(教育職員検定の単位の修得方法)

第11条 免許法別表第3の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第3の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄		第2欄					第3欄
受けようとする免許状の種類		領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
幼稚園教諭	専修免許状					15	15
	1種免許状	4		20		6	45
	2種免許状	5		30			45
小学校教諭	専修免許状					15	15
	1種免許状		4		21	5	45
	2種免許状		4		29	2	45
中学校教諭	専修免許状					15	15
	1種免許状		10		16	4	45
	2種免許状		10		21	4	45
高等学校教諭	専修免許状					15	15
	1種免許状		10		12	8	45

備考

1 第2欄に掲げる各科目の単位の修得方法は、それぞれ第2条から第5条までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

イ 幼稚園教諭の専修免許状 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

- 2 高等学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする者が、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第5条第6項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について4単位以上を修得していないものであるときは、4単位に不足する単位数に12単位を加えた単位数を、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として修得しなければならない。
- 3 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の1種免許状の授与を受けようとする者が大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したもの又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に依り、この表の当該1種免許状の項の第3欄に掲げる最低修得単位数のうち、第2欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。
- イ 幼稚園教諭の1種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目2単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等8単位を含めて20単位
- ロ 小学校教諭の1種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目2単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等8単位を含めて20単位
- ハ 中学校教諭の1種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目4単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等6単位を含めて20単位
- ニ 高等学校教諭の1種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目5単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等5単位を含めて20単位
- 4 保健の教科についての中学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする者が旧国立養護教諭養成所を卒業したものであるときは、その者は、この表の中学校教諭の1種免許状の項の第3欄に掲げる最低修得単位数のうち、第2欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目4単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等6単位を含めて20単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

2 免許法別表第3の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第2欄に掲げる各科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

**第12条** 第11条第1項の表備考第3号又は第4号に規定する者の免許法別表第3の第3欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数のうち2年を超える在学年数1年をもつて在職年数2年とみなして取り扱うことができる。第17条第1項の表備考に規定する者の免許法別表第6の第3欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第 15 条 免許法別表第 4 に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数		
		教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に関 する科目	大学が独自に設定す る科目
中学校教諭	専修免許状	20	8	24
	1 種免許状	20	8	
	2 種免許状	10	3	
高等学校教諭	専修免許状	20	4	24
	1 種免許状	20	4	
備考				
1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第 4 条第 1 項の表備考第 1 号から第 4 号まで又は第 5 条第 1 項の表備考第 1 号に定める修得方法の例にならうものとする。 2 各教科の指導法に関する科目の単位は受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。 3 中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第 2 条の表備考第 14 号に定める修得方法の例にならうものとする。				

2 次の表の第 1 欄に掲げる事項についての免許法第 16 条の 4 第 1 項の免許状を有する者が免許法別表第 4 の規定により次の表の第 2 欄に掲げる教科についての高等学校教諭の 1 種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ前項の表の高等学校教諭の 1 種免許状の最低修得単位数から、教科に関する専門的事項に関する科目については 4 単位を、各教科の指導法に関する科目については 1 単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第 3 欄に掲げる単位を修得したものとみなして、前項の表備考第 1 号の規定を適用する。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	修得したものとみなす教科に関する専門的事項に関する科目の単位数 第 5 条第 1 項の表に規定するもの
柔道又は剣道	保健体育	体育実技 2 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 2
情報技術、建築、インテリア又はデザイン	工業	工業の関係科目 4
情報処理又は計算実務	商業	商業の関係科目 4

第18条 免許法別表第7に規定する単位の修得方法は、第7条に定める修得方法の例にならうものとする。

第18条の2 免許法別表第8に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けよ うとす る免許 状の種 類	有する ことを 必要と する学 校の免 許状	最低修得単位数							大学が 独自に 認定す る科目	
		教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	保育内 容の指 導法に 関する 科目	各教科 の指導 法に関 する科 目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目					
					道徳の 理論及 び指導 法	生徒指 導の理 論及び 方法	教育相 談(カウ ンセリ ングに 関する 基礎的 な知識 を含む。 )の理 論及び 方法	進路指 導及び キャリア 教育の 理論及 び方法		
幼稚園 教諭2 種免許 状	小学校 教諭普 通免許 状		6							
小学校 教諭2 種免許 状	幼稚園 教諭普 通免許 状			10	1		2			
	中学校 教諭普 通免許 状			10			2			
中学校 教諭2 種免許 状	小学校 教諭普 通免許 状	10		2			2			
	高等学 校教諭 普通免 許状			2	1		2			4
高等学 校教諭 1種免 許状	中学校 教諭普 通免許 状(2種 免許状 を除く。)			2			2			8

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、第4条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例にならうものとする。
- 2 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち5以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 3 大学が独自に設定する科目の修得方法は、第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち3以上の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（2種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第5条第1項の表備考第1号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ1単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ2単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。
- 4 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする者について、免許法別表第8の第3欄に定める最低在職年数に加え、次の表の上欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、3単位にその在職年数を乗じて得た単位数（免許法別表第8の第4欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度とする。）を修得したものとみなして、この表を適用する。

受けようとする 免許状の種類	学 校
幼稚園教諭 2 種 免許状	イ 幼稚園 ロ 特別支援学校の幼稚部 ハ 幼保連携型認定こども園
小学校教諭 2 種 免許状	イ 小学校 ロ 学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 1 項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ハ 義務教育学校 ニ 特別支援学校の小学部
中学校教諭 2 種 免許状	イ 学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 1 項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校 ロ 中学校 ハ 義務教育学校 ニ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 ホ 中等教育学校 ヘ 特別支援学校の中等部
高等学校教諭 1 種免許状	イ 学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ロ 高等学校 ハ 中等教育学校 ニ 特別支援学校の高等部

第 18 条の 3 免許法別表第 8 備考に規定する中学校教諭普通免許状（2 種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭 1 種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定める所による。

有している中学校教諭の普通免許状（2 種免許状を除く。）の教科の種類	受けようとする高等学校教諭 1 種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

- 2 免許法別表第8備考に規定する高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定める所による。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭2種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

第18条の4 免許法別表第8の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者が、第18条の2の表備考第4号の規定により免許法別表第8の第4欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数							大学が独自に認定する科目	
		教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状		3							
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状			5	1	1				
	中学校教諭普通免許状			5		1				
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	5		1		1				
	高等学校教諭普通免許状			1	1	1				2
高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）			1		1				4
備考 この表各項の単位の修得方法は、第18条の2に定める修得方法の例にならうものとする。										

**第 18 条の 5** 免許法別表第 8 の規定により 1 種免許状又は 2 種免許状の授与を受けようとする者で、第 18 条の 2 の表備考第 4 号の規定の適用を受ける者（前条に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、第 18 条の 2 及び前条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

# 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の 特例等に関する法律

平成9年6月18日  
法律 第90号

(趣旨)

**第1条** この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

**第2条** 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

**第3条** 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

**第4条** 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

## 附 則

- 1 この法律は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

附 則 (以下略)

## 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の 特例等に関する法律施行規則

平成9年11月26日  
文部省令 第40号

(介護等の体験の期間)

**第1条** 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

**第2条** 特例法第2条第1項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，障害児入所施設，児童発達支援センター，児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設，更生施設及び授産施設
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設
- (6) 削除
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設
- (9) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設。
- (9の2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター
- (10) 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

(介護等の体験を免除する者)

**第3条** 特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者
- (2) 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者
- (3) 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者
- (4) 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者
- (5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
- (6) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者
- (7) 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者
- (8) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者
- (9) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
- (10) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

- 2 特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者とする。

(介護等の体験に関する証明書)

**第4条** 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第5条の2第1項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

- 3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

#### 附 則

この省令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (以下略)

